

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 3 年 2 月 4 日 (金)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 勞 働 省 健 康 局
水 道 課

目 次

1. 水道施策の推進について

- (1) 平成23年度水道関係予算(案)について 1
- (2) 地域主権(地方分権)について 2
- (3) 水道における災害・危機管理について 3
- (4) 水道事業認可等について 5
- (5) 水道の国際展開への取組(水ビジネスの推進) 6

2. 水道計画指導について

- (1) 地域水道ビジョンの作成について 7
- (2) 水道事業の運営基盤の強化について 8
- (3) 水道事業等への指導監督について 9

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

- (1) 水質検査の信頼性確保に関する取組について 11
- (2) 水道水質基準等の見直し 12
- (3) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の充実 . . 13
- (4) 水質事故・健康危機管理 13
- (5) 貯水槽水道について 14
- (6) 鉛製給水管の適切な対策について 14

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 23 年度水道関係予算 (案) について

①. 公共事業関係 (水道施設整備費)

平成 23 年度予算(案)における水道施設整備費は、他府省計上分を含めて 416 億円を計上しているが、一括交付金化の影響などから水道施設整備費としては昨年に引き続き大幅な減額(対前年度△320 億円)となっている。内訳は、簡易水道施設整備費に 169 億円、上水道施設整備費に 247 億円、その他事業調査費などに 4 千万円となっている。

昨年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱において一括交付金の対象範囲の整理方針と実施手順が示され、投資に係る補助金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施するとされたことを受け、水道施設整備費補助については原則一括交付金化と整理することとなった。

その後、12 月 16 日に開催された第 9 回地域主権戦略会議において「地域自主戦略交付金 (仮称)」案が示され、都道府県分は平成 23 年度から、市町村分は年度間の予算額の変動性を勘案し平成 24 年度から一括交付金化を導入するとされたことから、水道施設整備費補助についても平成 23 年度から都道府県相当分を一括交付金化の対象とすることとしたところであるが、交付金の配分など、詳細な制度設計については内閣府の地域主権戦略室を中心に年度末までに詰めていくこととなる。

一方、平成 24 年度以降に一括交付金化を導入することとなっている市町村 (政令市、一部事務組合含む) が行う水道施設整備については、対象事業の範囲や要件など、24 年度以降の予算編成過程の中で改めて議論を重ね、その方針を決めることとなる。

○平成 23 年度予算案の概要

百万円 (単位未満四捨五入)

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算額(案)	対前年度 増△減額
水道施設整備費	73,660	41,644	△ 32,016
(簡易水道)	(21,188)	(16,898)	(△ 4,291)
(上 水 道)	(52,435)	(24,707)	(△ 27,728)
(補助率差額)	(0)	(6)	(6)
(事業調査費)	(37)	(33)	(△ 3)

※ 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)計上分の総計

※ 上水道の補助金のうち都道府県相当分については、内閣府計上の地域主権戦略交付金(仮称)により対応

なお、例年お願いしているところであるが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められていることから、補助事業の上半期内の契約締結について適切なご配慮をいただきたい。

② 非公共予算関係

- ・水道産業国際展開推進事業費（22 百万円 → 48 百万円）

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ、アジア諸国における官民連携によるインフラ整備を支援するため、アジア各国の水道協会との連携による情報収集、海外ネットワーク機能の強化及び日本の水道技術の国際標準化に向けた取組の推進に必要となる調査検討経費を追加計上したところである。

- ・水道ビジョンフォローアップ調査費（0 百万円 → 22 百万円）

水道ビジョン策定から7年が経過し、水道事業を取り巻く環境にも変化が生じてきていることから、i 老朽化施設の更新に向けた戦略的対策の検討、ii 水道施設の耐震化向上へ向けた新たな促進策の検討、iii 水道システムにおける省エネルギー化推進策の検討等の観点から、現状の調査・分析を行い、国、水道事業者、水道関係産業等が一体となって取り組むべき対策・施策をとりまとめ、新たな水道ビジョンを策定するために必要な調査検討経費を新規計上したところである。

（2）地域主権（地方分権）について

「地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）」においては、水道法に関して、「事業認可申請手続きの簡素化」、「認可を要しない届出範囲の拡大」の2点が盛り込まれている。これに対して、水道事業者が地方公共団体である場合には認可申請書類を簡素化するとともに、給水人口や給水量の増加、一定の条件における取水地点の変更の各要件について認可を要しない届け出範囲を拡大するよう水道法施行規則を改正することを予定している。

また、「地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）」においては、水道法に関して、水道の布設工事監督者の配置に関する基準及び資格に関する基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準を条例に委任すること、専用水道及び簡易専用水道に係る権限を都道府県からすべての市へ移譲することが盛り込まれた。また、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（以下、「水道原水法」）に関して、地域水道原水水質保全事業に係る都道府県計画の一部の規定廃止等と公表規定の努力義務化等が盛り込まれている。これに対しては、水道法及び水道原水法の改正の準備を行っているところである。

(3) 水道における災害・危機管理について

①水害対策について

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水や高潮により大きな被害を受けやすい状況になっている。今年度は、記憶に新しいところでは10月の鹿児島県奄美地方の集中豪雨において、導水管等の水道施設にも大きな被害を受け、3,500戸が断水した。それ以前にも6月～7月の梅雨期の山口県の約16,000戸の断水をはじめとして西日本の広い範囲で被災し、7～8月の北海道に至るまで、日本国中の多くの地域で水害が頻発した。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制について再確認し、都道府県事業の対応及び都道府県下の水道事業に対する指導をお願いしたい。

②最近の地震被害と教訓

近年の地震においては、管路施設を中心に被害を受け、長期間にわたり市民生活や社会活動に重大な影響を与えた事案が見られている。

こうした最近の地震における教訓として次のようなことがあげられる。

- 応急給水拠点を確保し、また、復旧の迅速化を図るとともに被害発生を抑制するために、基幹的水道施設の耐震化を図ることが重要である。
- 被災地では、断水により市民生活や社会活動に大きな影響が及ぶことから、速やかな応急給水の実施を確保するとともに、復旧に期間を要する場合には被災者の不安を軽減するためにも復旧目標について明らかにすることが重要となる。
- 基幹病院等及び透析医療機関に対して、送配水する管路について耐震化を促進するとともに、断水発生時に速やかに対応が図られるように、関係機関とも連携し応急給水体制等の充実を図ることが重要である。
- 清澄な地下水等を水源としている場合、地震に伴い濁り等が生じ、解消に期間を要することもあるため、そうした事態の発生も視野に置き、その際に講ずべき措置をあらかじめ想定しておくことが重要である。
- 震災対応で設置される緊急遮断弁については、施設の状況に応じてその作動条件を検討すること。

③基幹管路の耐震化状況

厚生労働省では、昨年度に引き続き平成21年度の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の耐震適合率は30.3%と昨年度

から 2.2 ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとは言えない状況である。また、今年度初めて耐震化計画の策定状況についても調査したが、基幹管路における耐震化計画を策定している事業者は 18.5%であり、さらに具体的な整備計画を策定している事業者は 11.0%であった。調査内容を分析したところ、耐震化計画が具体化している事業者ほど耐震適合率が高い傾向が見られており、耐震化推進のためには計画策定が極めて重要であることがわかった。

今後、調査結果の精査・分析を進めたいと考えているが、都道府県事業及び管下水道事業において、引き続き耐震化に向けた一層の取り組みの強化、指導をお願いしたい。

④水道施設の耐震化の計画的実施

平成 20 年 10 月に施設基準省令を改正し、施設を重要度により 2 つに区分し、区分ごとに耐震性能を定めることとした。既存施設については、当該施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているものの、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であり、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。従って、水道事業者等においては速やかに施設の耐震性能を評価し、耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めていただくことが重要である。

既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了するよう、その確実な実施を推進していただきたい。特に石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進め、今後遅くとも概ね 10 年以内に転換を完了するよう取り組んでいただきたい。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管（TS 継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めることが望まれる。その他にも、災害時に重要な拠点となる施設へ配水する管路についても、優先的に耐震化を進めていただきたい。

これら既存施設の耐震化を推進するため、各水道事業者等において、それぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成 25 年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努めていただきたい。

こうした取り組みに当たっての参考資料として、「水道の耐震化計画等策定指針」や「管路の耐震化に関する検討会報告書」を取りまとめているので、耐震化計画の検討、管路の管種・継手の選定に当たって活用されたい。

(4) 水道事業認可等について

① 水道事業におけるアセットマネジメントの推進について

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月に公表した。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管下水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引きを活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業については、平成16年7月12日付「水道施設整備事業の評価の実施について」に基づき、事前評価及び再評価を実施することとしている。特に水道水源開発施設整備事業（海水淡水化施設を除く。）については、原則5年ごとの評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施することとなっているので、各水道事業者に対し、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

前述の事業評価及び再評価は、「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、「実施要領」）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」（以下、「実施細目」）に基づき、また、評価にあたっての費用対効果分析については、平成19年7月に改訂した「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を参考に実施している。貴管下水道事業者及び水道用水事業者に対し、これらに基づく適切な事業評価に係る指導、助言をお願いする。

なお、マニュアルの策定から約3年が経過し、事業評価の事例や知見が蓄積されてきた。また、総務省において毎年度実施する政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」、行政刷新会議「事業仕分け」における評価など、事業評価に対しては様々な意見が出されている。これらを踏まえ、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正等するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価が行えるよう、新たに「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定し、4月1日より施行することを予定していることとお知らせする。（内容については担当部局に案を送付し、意見募集を実施したところ。）

(5) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 新成長戦略について

平成22年6月18日、新成長戦略が閣議決定され、「日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させる」「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援に官民あわせて取り組む」ことが明記。実現に向けて具体的に検討するため、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」が設置。同大臣会合では、原子力、鉄道及び水を重点分野として検討することとなった。第1回が9月28日に開催され、12月21日の第7回を持って、とりまとめがなされた。水については、第5回にテーマとして取り上げられ、厚生労働大臣も出席し、厚生労働省の取組について説明している。

（開催状況は官邸HPに掲載。<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/package/index.htm>

1)

② 厚生労働省の取組について

○ 日本企業の海外市場への売り込み

平成20年度から、対象国を中国、ベトナム、カンボジアにして、水道産業国際展開推進事業として、相手国政府と協力し、相手国の水道事業者を対象に水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業を紹介したり、現地ニーズの調査を行っている。こうした活動を通じ、現地ニーズに応じた日本型水道システムのモデル作りを行ってきた。

○ 厚生労働省と地方自治体との連絡会議

地方自治体による水道事業の海外展開を支援するため、自治体間の情報共有や意見交換を目的とする「国際貢献・水ビジネスに関する水道事業体情報連絡会」を開催しており、今年度は2回開催済みである。

（開催概要は水道課ホームページに掲載。）

○ 来年度の取組

来年度については、こうした取組に加え、自治体や企業が自律的にビジネス展開するための枠組み作りとして、アジア各国の水道協会のネットワーク化や官民連携型の案件発掘調査を予定しているので、自治体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、活用されたい。

2. 水道計画指導について

(1) 地域水道ビジョンの作成について

全国の水道普及率は97%を超え、水道は国民生活の質の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものとなっており、将来ともより良い水道サービスの提供が求められている。

このため、厚生労働省では、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、水道の現状と将来見通しを分析評価し、水道のあるべき将来像について全ての水道関係者が共通の目標を持って、それを実現するための重点的な政策課題と、具体的な施策及び方策、工程を包括的に明示した。水道ビジョンは、21世紀の中頃を見通しつつ概ね10年間を目標期間とし、5つの主要政策課題（安心、安定、持続、環境、国際）を示し、それぞれの課題ごとに掲げられた政策目標への対応を図ることとしている。

また、平成19年度に水道ビジョン策定後3年を迎えたことから、水道ビジョンフォローアップ検討会を設置し、施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況等についてレビューを行い、平成20年7月に水道ビジョンを改訂し、基本的に従来の水道ビジョンを踏襲し、7章「レビューに基づく水道施設の重点取組項目」を新たに加え、水道ビジョンの目標達成に向けて今後重点的に取り組むべき項目を示した。

水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須である。このため、平成17年10月の水道課長通知により、「地域水道ビジョン」の作成を推奨するとともに、「地域水道ビジョン作成の手引き」をとりまとめ、平成20年度頃までを目途に策定することが望ましいとしたところである。

平成22年12月28日時点で厚生労働省が内容を確認できた地域水道ビジョンの数は、上水道事業及び水道用水供給事業を合わせて740事業で629プランである。この事業数割合では、上水道事業で45%、水道用水供給事業で59%である。さらに大臣認可における上水道事業では74%、用水供給事業で66%、知事認可における上水道事業で33%、用水供給事業では28%という状況にあり、知事認可事業における地域水道ビジョンの策定はあまり進んでいない。

また、平成21年度運営状況に関する調査において、上水道事業者及び水道用水供給事業者を対象に地域水道ビジョンの策定年度又は策定予定年度のアンケート調査を実施した結果、平成22年度までに策定済み又は策定を予定している事業数割合は、大臣認可事業者で8割強、知事認可事業者で5割強となっており、知事認可事業者における地域水道ビジョンの策定へ向けた一層の取り組みが望まれる。

更に、広域的な観点から、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に、流域単位や都道府県単位などでの水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成をお願いしたい。都道府県の水道行政主管部(局)による地域水道ビジョンの策定状況は、平成22年12月28日現在、3プラン（岩手県、秋田県、福島県）である。

なお、水道ビジョンについては、水道を取り巻く環境の変化や新たな課題への対応

等を踏まえ、全面改定に向けたフォローアップ調査を実施する予定であるので、御協力を御願いしたい。

地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているところであり、今後、地域水道ビジョンを策定する際には、その参考とされたい。

*水道課ホームページ

「地域水道ビジョンについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(2) 水道事業の運営基盤の強化について

① 水道の広域化について

社会情勢の変化等を踏まえ、財政・技術的に基盤の脆弱な水道事業体の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置付けたところである。

平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」では水道整備基本構想を都道府県版の地域水道ビジョンとして位置づけられる内容に見直すことが望ましいとし、構想における事業運営の目標設定の際の視点の一つとして、運営基盤強化のため多様な形態の広域化等の検討を行うこととしている。広域的水道整備計画についても、同様の視点を取り入れて検討することが望ましいとしているので、対応をお願いする。

新たな水道広域化推進の検討に資するため、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。同手引では、様々なパターンの広域化についてケーススタディを実施し、その効果や費用面の比較等を示しているので、参考にされたい。また、事業統合の検討に資するため、事業統合の効果を、業務指標等を利用し需要者等に分かりやすく説明する手法についても手引きとして取りまとめるべく厚生労働省で調査・検討を進めているところである。

平成21年7月には、厚生労働省より「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を公表し、各事業者によるアセットマネジメントの実践をお願いしたところである。アセットマネジメントは、運営基盤に関する課題の抽出や広域化の検討を行う場合に有用な情報を提供できるため、継続して取組みを行うよう各事業者に指導願いたい。

なお、広域的水道整備計画については、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点について見直しをお願いする。

国庫補助制度においては、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を平成21年度より緩和した。また、平成22年度は、新たに水道広域化促進事業費を創設した。これは、小規模水道事業の統合を促進するため、統合される小規模な水道事業の施設の更新とあわせ、統合の受け皿となる水道事業者等の水道施設の整備に対しても補助を行うものである。事業

統合の促進を図るため、これらの補助メニューの活用を検討されたい。

② 水道の官民連携について

第三者委託制度やPFI法のほか、地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設や地方独立行政法人法の施行等による各種制度の整備が図られたこと等により、水道事業者等は、様々な官民連携等の形態を採用できるようになり、それらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。一方で、水道事業における官民連携等の形態の選択の考え方や検討手法は、各水道事業者等において個別に検討が進められている状況となっている。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の導入を検討するに当たって参考となるべき検討手法について、「第三者委託実施の手引き」として取りまとめ、また、PFI事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」を取りまとめ、平成19年11月に水道事業者等に通知した。

これらの手引きについては、官民連携の更なる促進に向け、モニタリング（業務監視）及びリスク分担等に関する記載内容を充実させた改定版の策定を予定している。

また、水道分野（水道事業及び工業用水道事業）を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対して、広域化の推進や官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠となっている。

そのため、本年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を仙台市、さいたま市、名古屋市の3会場で実施した。本取組みは、来年度も継続する予定のため、開催要望等があれば、お寄せいただきたい。

今後の水道事業の運営基盤強化のためには、官民連携は不可避と認識しており、都道府県においても上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各事業者に指導願いたい。

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第39条の規定に基づき、平成12年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施しているところである。

厚生労働省においては、平成13年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成21年度は、市町村合併に伴う統合事業者や小規模事業者を中心に、51の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、14事業者に対し、文書による指導を29件、また、50事業者に対し、口頭での指導を353件行っている。

文書による主な指導事項としては水質検査に関する事項、水道技術管理者に関する

事項、布設工事監督者に関する事項などが挙げられ、その詳細については、事業者名も含め今年度の技術管理者研修等で公表したところである。

今年度は、引き続き小規模な事業者を中心に、49の事業者に対して立入検査を実施している。その結果については、取りまとめの上、平成21年度の場合と同様に公表する予定である。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象として研修を実施しており、都道府県の水道行政担当部局に対しても、同研修会の資料を送付（水道課ホームページにも掲載）しているので、管下水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

*水道課ホームページ

「平成22年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2010/01.html>

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水質検査の信頼性確保に関する取組について

水道事業者等は、水道法第 20 条に基づき、水質検査が義務づけられ、原則として自らが必要な検査施設を設けることとされているが、自己検査ができない場合には地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に委託して検査を行うことが認められている。この登録検査機関は、平成 15 年から、要件を満たせば登録される制度となり、参入者が増加し、平成 22 年 7 月末において 221 社となっている。また、水道事業者等が水質検査を登録検査機関に委託する機会は年々増加している。

一方、一部の登録検査機関において水質検査の不正行為が発覚するとともに、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）において、行き過ぎた検査料金の価格競争が指摘されるなど水質検査の信頼性への懸念が生じている。

このため、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置し、平成 22 年 5 月から開催して、6 回にわたる審議とパブリックコメントを踏まえ、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際に水質検査の信頼性を確保するための方策が検討され平成 22 年 11 月に検討会報告書がとりまとめられたところ。

検討会報告書では、水道事業者等及び登録検査機関の水質検査状況並びに国の登録検査機関への指導及び監督状況に関する現状と課題について整理したうえで、水質検査に関する関係者の取り組むべき姿勢や水道事業者等、登録検査機関及び国が実施すべき具体的な取組がまとめられている。その概要は以下のとおり。

国が水道事業体や登録検査機関を対象に行った調査結果から、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際の課題となる、以下のようなケースが明らかとなった。

- ・登録検査機関以外の施設保守管理会社や水質分析機関等に委託する等契約形態が適切ではない。
- ・水質検査の結果の確認について、登録検査機関から水質分析の成績書の提出だけを求め、水質検査の内容自体を把握していない。
- ・委託先を選定する際や委託した後に、対象となる登録検査機関の精度管理の状況を把握していない。
- ・登録検査機関との水質検査委託契約の中に、緊急時の水質検査の取り決めがない。
- ・登録検査機関への委託費用について、水質検査の実施に必要な費用を見込むことが困難な程の低廉な価格で業務を委託している。（登録検査機関は水質検査の低料金化に伴い、人件費の抑制、検査設備の保守、精度管理の確保等に問題が生じると認識。）

これらの課題を解決するためには、まず、水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託して行う場合も水質検査の結果に責任を有することを前提とした上で、水道

事業者等が登録検査機関に委託する際の水質検査の信頼性を確保するため、水質検査に関する関係者の取り組むべき姿勢として、以下の事項に関する具体的な措置を講ずることが必要である。

- 1) 水道事業者等による登録検査機関への適切な業務委託と検査結果の確認
- 2) 登録検査機関による水質検査体制の確保と適切な検査の実施
- 3) 国による登録検査機関の適切な登録及び更新時等の審査や指導及び監督、水道事業者等に対する指導及び監督、水質管理上の支援や助言

平成22年12月21日に開催した厚生科学審議会生活環境水道部会でこれらの取組の実施について了承を頂いたことから、

- ①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、
- ②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、
- ③検査機関の登録審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等の水道法施行規則等の改正

等の手続きを進める予定であり、検討会の提言に基づく今後の取組に対し、所要の準備をお願いする。

(2) 水道水質基準等の見直し

平成15年の厚生科学審議会答申では、水質基準について、最新の科学的知見に基づき常に見直しが行われるべきとされており、厚生労働省では常設の検討会を設置して、水質基準等の逐次改正の検討を行っている。なお、WHOの飲料水質ガイドラインにおいてもこうした逐次改正方式が導入されており、WHOの専門家会合に我が国から専門家を派遣し、情報の収集や我が国の知見の提供を行っている。

水質基準等の見直し状況については、現在、トリクロロエチレンの水質基準値見直し等の手続き中である。なお、要検討項目については、過塩素酸の評価値(25 μ g/l以下)を新たに設定する予定である。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果は水質基準の検討にとっても必要なものであることから、データの提供をお願いする。

i トリクロロエチレンに係る水質基準の改正について

トリクロロエチレンの水質基準値の変更について、平成23年4月1日施行予定で改正手続きを進めているところであり、所要の準備をお願いする。

ii トリクロロエチレン：

トリクロロエチレンの水質基準値を、0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に変更。

iii 水質管理目標設定項目の一部改正について

水質管理目標設定項目についても、以下のとおり、平成23年4月1日施行予定で

改正手続きを進めているところである。

iv トルエン：

水質管理目標設定項目の「トルエン」について、目標値を0.2mg/L以下から0.4mg/L以下に変更。

v 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し

なお、トリクロロエチレンの水質基準値の変更に併せて、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準についても、必要な見直しを行う予定である。

(3) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策を進めていただいているところである。

平成9年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例もあり、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきよう願います。

平成20年度以降は水質検査計画策定の際に、原水の指標菌検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法20条1項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方願います。

なお、新しいクリプトスポリジウムの遺伝子検出法及び粉体ろ過濃縮法に関する厚生労働科学研究（飲料水の水質リスク管理に関する統合的研究）の成果を踏まえ、平成22年3月から「水道における微生物問題検討会」を開催し、これらの分析手法の妥当性について評価頂いているところであり、平成23年度半ばの実用化に向けて検討を進めているところである。

(4) 水質事故・健康危機管理

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成14年6月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速・適正な対応をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成21年9月1日に施行されたことに伴い、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、当課への速やかな情報提供をお願いする。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事

故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を発出しているので参考にされたい。

本要領に基づく報告の大半は原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例であるが、飲料水に起因する感染症の発生も毎年のように報告されている。これらは平成 8 年のクリプトスポリジウム症集団発生事案を除けば、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

（５）貯水槽水道について

平成 13 年の水道法改正により、水道法第 14 条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

厚生労働省では、さらに管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日健水発 0325 第 6 号、第 8 号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。

（６）鉛製給水管の適切な対策について

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成 19 年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知している。また、水道ビジョンにおいて、安心・快適な給水の確保に向け、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」という施策目標を掲げている。

平成 20 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 7,991 km、使用戸数が約 480 万件（平成 20 年度水道統計より）となっており、水道ビジョンの策定以来減少してきているものの減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。

参 考 資 料

参考資料目次

【1-1】 平成23年度水道関係予算案の概要	資一 1
【1-2】 地域主権（地方分権）について	資一 2
【1-3】 水道施設の耐震化状況調査結果（公表資料）	資一 4
【1-4】 事業評価の適正な実施について	資一 22
【1-5】 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）	資一 23
【2-1】 都道府県別地域水道ビジョン策定状況図	資一 25
【2-2】 都道府県別地域水道ビジョン策定状況資料	資一 29
【2-3】 広域的水道整備計画の策定及び策定状況について	資一 31
【2-4】 水道整備基本構想の策定及び改定状況について	資一 33
【2-5】 水道事業者等に対する指導状況	資一 35
【3-1】 飲料水に関する健康危機管理・水質事故	資一 36
【3-2】 貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進	資一 37
【3-3】 鉛製給水管の適切な対策について	資一 38
【3-4】 水安全計画の概要	資一 39

1-1. 平成23年度水道関係予算案の概要

平成23年1月
健康局水道課

(単位: 千円)

事 項 名	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額(案)	対 前 年 度 増 △ 減 額
非公共事業費	114,299	158,714	44,415
(項) 水道安全対策費	100,575	146,370	45,795
1. 日米環境保護協力協定費	1,324	1,384	60
2. 水道行政強化拡充費	9,422	7,881	△ 1,541
3. 水質管理等強化対策費	16,845	16,832	△ 13
4. 水道水源水質対策費	18,279	18,228	△ 51
5. 給水装置等対策費	14,360	14,389	29
6. 水道ビジョン推進事業費	28,901	76,810	47,909
(改) (1) 水道産業国際展開推進事業費	21,898	48,008	26,110
(2) 鉛製給水管布設替え効率化事業費	7,003	6,988	△ 15
(新) (3) 水道ビジョンフォローアップ調査費	0	21,814	21,814
7. 水道事業認可等事務取扱費	589	442	△ 147
8. 給水装置データベース事業促進費	8,033	8,033	0
9. 給水装置工事主任技術者国家試験費	2,822	2,371	△ 451
(項) 国際機関活動推進費			
国際水協会・水供給に関する運用と管理 ネットワーク拠出金	13,724	12,344	△ 1,380
公共事業費(他府省計上分含む)	73,660,000	41,644,000	△ 32,016,000
1. 水道施設整備事業調査費	34,000	31,000	△ 3,000
2. 水道施設整備費補助	73,623,180	41,604,600	△ 32,018,580
(1) 簡易水道等施設整備費補助	21,188,295	16,897,539	△ 4,290,756
(2) 水道水源開発等施設整備費補助	52,434,885	24,707,061	△ 27,727,824
(新) 3. 北方領土隣接地域振興事業補助率差額	0	6,000	6,000
4. 水道施設整備事業調査諸費	2,820	2,400	△ 420
水 道 関 係 予 算 合 計	73,774,299	41,802,714	△ 31,971,585

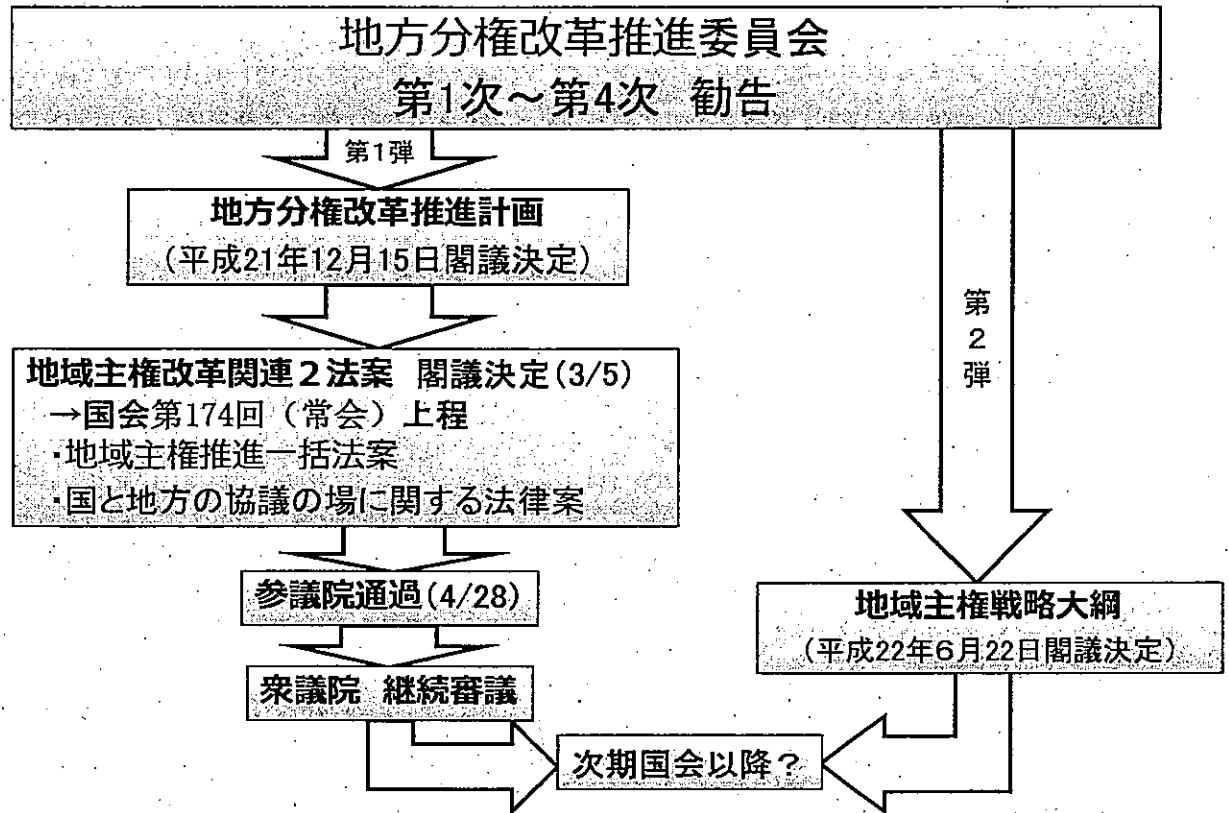
※ 公共事業費については、内閣府(沖縄)及び国土交通省(北海道・離島・奄美・水資源機構)計上分を含めた水道施設整備費の総額
 ※ 水道水源開発等施設整備費補助のうち都道府県相当分については、平成23年度予算案から内閣府が計上する地域自主戦略交付金(仮称)により対応

〈参考〉公共事業費の府省別計上内訳

(単位: 百万円)

府 省 名	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額(案)	対 前 年 度 増 △ 減 額
厚 生 労 働 省	46,985	28,284	△ 18,701
内 閣 府 (沖縄)	14,560	2,587	△ 11,973
国 土 交 通 省	12,115	10,773	△ 1,342
(北海道)	4,094	3,685	△ 409
(離島・奄美)	2,400	2,129	△ 271
(水資源機構)	5,621	4,959	△ 662
公 共 事 業 費 合 計	73,660	41,644	△ 32,016

地方分権改革推進委員会勧告と閣議決定の関係について



2

地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱

地方分権改革推進計画 (平成21年12月15日閣議決定)

- ◆ 地方公共団体による事業認可(水道法第6条、第26条)に係る申請事務の簡素化
- ◆ 地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更(水道法第10条、第30条)の範囲の大幅な拡大

地域主権戦略大綱 (平成22年6月22日閣議決定)

- ◆ ひも付き補助金の一括交付金化
- ◆ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置(第2次見直し)
 - 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(12条1項)及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準(同条2項)の条例に委任
 - 水道技術管理者の資格に関する基準(19条3項)の条例委任
- ◆ 計画等の策定及びその手続の見直し
 - 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平6法8)
 - ✓ 都道府県計画における、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定(5条4項5号)の廃止、例示化又は大枠化
 - ✓ 都道府県計画の公表に係る規定(5条8項)の廃止又は努力・配慮義務化
- ◆ 権限移譲
 - 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査[すべての市へ移譲]

(基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの)

 - 専用水道の給水開始の届出受理等[すべての市へ移譲]

地方分権改革推進計画への対応方針(案)

事業認可申請書類の簡素化(水道法施行規則関係)

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ✓ 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ✓ 水道事業経営に関する意志決定を証する書類の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ✓ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ✓ 水道施設の位置を明らかにする地図を申請書の添付書類とする。

軽微変更の範囲の拡大(水道法施行規則関係)

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの(現在は1/100)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの(現在は1/100)
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は表流水の場合を想定。)

地域主権戦略大綱への対応方針(案)

義務付け・枠付けの見直し(水道法関係)

- 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(法第12条第1項)及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準(同条第2項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 水道技術管理者の資格に関する基準(法19条第3項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

計画等の策定及びその手続の見直し(水道原水法関係)

- 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定は、廃止する。
- 都道府県計画の公表に係る規定は、努力義務化する。

権限移譲(水道法関係)

- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している専用水道の設計の確認、給水開始の届出受理、給水停止命令等について、すべての市へ移譲する。
- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の改善の指示、給水停止命令、報告の徴収及び立入検査については、すべての市へ移譲する。

1-3 水道施設の耐震化状況調査結果(公表資料)

水道事業における耐震化の状況（平成 21 年度）

～送水管などの基幹的な水道管の耐震化状況は全国平均 30.3%～

厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。

このたび、平成 21 年度末時点の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

調査結果の概要

(1) 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で 30.3%。昨年度（28.1%）から 2.2 ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。

都道府県別に見ると、神奈川県 65.3%、千葉県 48.2%に対し、山梨県 9.7%、岡山県 14.4%などとなっているほか、水道事業者別（自治体、一部事務組合など）でも進み具合に大きな開きがある状況となっている。＜別紙 1＞

	H21 年度 (km)			(参考)H20 年度(km)			率増加 ①-②
	基幹管路の 総延長 A	耐震適合性のあ る管の延長 B	耐震 適合率 ① B/A	基幹管路の 総延長 A	耐震適合性のあ る管の延長 B	耐震 適合率 ② B/A	
全国計	100,735	30,483	30.3%	107,047	30,069	28.1%	2.2%

※基幹管路耐震適合率＝(耐震適合性のある基幹管路の延長)／(基幹管路の総延長)

(2) 基幹施設（浄水施設、配水池）の耐震化状況

① 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は 16.8% で、昨年度（16.3%）比 0.5 ポイント上昇した。浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない状況となっている。＜別紙 2＞

	H21 年度（千 m ³ /日）			（参考）H20 年度（千 m ³ /日）			率増加 ①-②
	全施設能力 A	耐震化能力 B	耐震化率 ① B/A	全施設能力 A	耐震化能力 B	耐震化率 ② B/A	
全国計	70,193	11,806	16.8%	70,243	11,466	16.3%	0.5%

※浄水施設の耐震化率＝（耐震対策の施されている浄水施設能力）／（全浄水施設能力）

② 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は 34.5% で、昨年度（29.3%）比 5.2 ポイント上昇した。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、単独での改修が比較的行いやすいためと考えられる。＜別紙 3＞

	H21 年度（千 m ³ ）			（参考）H20 年度（千 m ³ ）			率増加 ①-②
	全施設容量 A	耐震化容量 B	耐震化率 ① B/A	全施設容量 A	耐震化容量 B	耐震化率 ② B/A	
全国計	38,848	13,391	34.5%	41,272	12,084	29.3%	5.2%

※配水池の耐震化率＝（耐震対策の施されている配水池容量）／（総配水池容量）

(3) 耐震化計画策定状況

今回、水道施設の耐震化計画策定状況についても初めて調査したところ、計画策定率は、基幹管路が 18.5%、基幹施設が 21.6% となっている。一般的に、耐震化計画の策定水準が高い事業者ほど耐震化が進んでいる傾向が見られ、水道の耐震化を計画的・効率的に進めるには、計画策定率の向上と内容の充実を図ることが重要と考えられる。＜別紙 4＞

	事業者数	計画策定事業者数（率）	
		具体的整備計画あり（率）	
基幹管路の耐震化計画策定状況	1,517	281 (18.5%)	167 (11.0%)
基幹施設（浄水施設、配水池）の耐震化計画策定状況	1,517	328 (21.6%)	255 (16.8%)

※具体的整備計画とは、整備すべき対象施設と実施予定時期が定められた計画のことをいう

<参考> 水道耐震化への支援策

○財政的支援 ～ 国庫補助による建設事業費の負担軽減

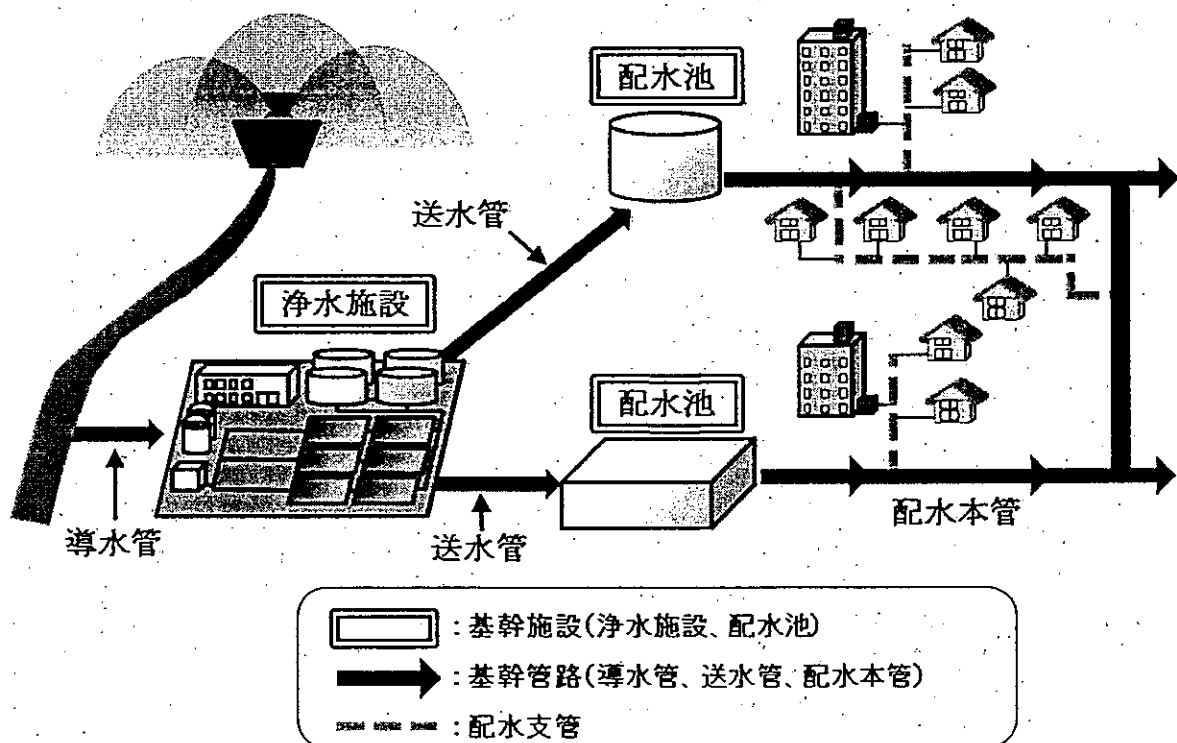
- ・耐震化に関する国庫補助対象の追加と補助率の引上げ（平成2年度以来随時）
- ・平成22年度耐震化関連当初予算額118億円、補助率1/3～1/2
- ・平成22年度補正予算において耐震化事業費を計上 ほか

○技術的支援 ～ 計画的な耐震化実施のための手引き書類の整備

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」（H20.3）
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（H21.7）
- ・「水道施設耐震工法指針・解説2009」（日本水道協会） ほか

○その他 ～ 水道関係団体と連携して「水道施設・管路耐震性改善運動」を展開、キャンペーン等による啓発活動の実施

<補足説明> 水道施設における基幹施設と基幹管路の状況



注) 基幹管路の耐震適合性について

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のこと。それに対して「耐震適合性のある管」とは、耐震管以外でも耐震性能があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたもの。各水道事業者がそれぞれの地盤等の管路の布設条件に基づき判断している。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-1 都道府県別一覧表

都道府県名	平成21年度					(参考)H20年度		率増加
	総延長 (km)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)	耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)	耐震適合性のある管の割合の差 (H21-H20)
		(km)	耐震管の延長 (km)					
	(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)	②		①-②
北海道	5,958.5	1,810.7	999.8	30.4%	16.8%	35.3%	20.9%	-4.9%
青森県	863.6	409.9	337.6	47.5%	39.1%	35.6%	35.2%	11.8%
岩手県	1,155.2	424.0	202.6	36.7%	17.5%	34.8%	15.7%	1.9%
宮城県	1,906.9	899.6	564.5	47.2%	29.6%	30.3%	19.5%	16.9%
秋田県	1,822.1	390.6	222.3	21.4%	12.2%	16.5%	11.3%	4.9%
山形県	1,095.6	337.9	290.8	30.8%	26.5%	23.0%	20.6%	7.8%
福島県	1,784.2	706.6	272.8	39.6%	15.3%	46.5%	13.2%	-6.9%
茨城県	2,876.1	779.9	257.9	27.1%	9.0%	21.0%	9.4%	6.1%
栃木県	1,392.5	382.0	61.4	27.4%	4.4%	30.5%	2.6%	-3.0%
群馬県	2,790.5	1,032.2	128.6	37.0%	4.6%	24.7%	3.9%	12.3%
埼玉県	4,497.3	1,249.6	770.0	27.8%	17.1%	29.9%	19.9%	-2.1%
千葉県	2,252.8	1,085.5	545.3	48.2%	24.2%	39.4%	25.1%	8.8%
東京都	3,406.7	1,024.5	1,007.7	30.1%	29.6%	29.5%	29.2%	0.5%
神奈川県	3,133.1	2,046.7	1,494.6	65.3%	47.7%	61.5%	51.3%	3.8%
新潟県	2,857.7	724.6	527.6	25.4%	18.5%	32.4%	15.9%	-7.1%
富山県	645.0	232.1	184.2	36.0%	28.6%	24.4%	20.2%	11.6%
石川県	1,011.0	304.1	243.5	30.1%	24.1%	40.8%	29.2%	-10.7%
福井県	1,313.2	346.8	143.2	26.4%	10.9%	41.6%	7.8%	-15.2%
山梨県	1,199.5	115.9	33.0	9.7%	2.8%	4.5%	3.4%	5.2%
長野県	4,630.6	1,135.0	464.8	24.5%	10.0%	26.3%	14.2%	-1.8%
岐阜県	2,280.5	697.4	388.9	30.6%	17.1%	24.4%	12.6%	6.1%
静岡県	4,388.7	1,128.9	756.4	25.7%	17.2%	19.1%	14.9%	6.6%
愛知県	3,772.0	1,638.4	1,179.6	43.4%	31.3%	56.6%	24.9%	-13.1%
三重県	5,110.3	1,412.3	412.7	27.6%	8.1%	13.6%	4.3%	14.1%
滋賀県	1,213.0	283.3	220.4	23.4%	18.2%	16.8%	12.6%	6.6%
京都府	1,303.9	351.7	301.4	27.0%	23.1%	21.5%	21.2%	5.5%
大阪府	2,841.0	817.2	713.6	28.8%	25.1%	25.3%	21.8%	3.4%
兵庫県	5,382.8	2,099.8	1,143.7	39.0%	21.2%	30.5%	20.0%	8.5%
奈良県	2,096.5	720.2	346.3	34.4%	16.5%	16.2%	16.2%	18.1%
和歌山県	1,338.2	247.9	124.3	18.5%	9.3%	30.3%	9.2%	-11.8%
鳥取県	461.2	73.9	71.4	16.0%	15.5%	17.0%	16.5%	-1.0%
島根県	697.1	192.9	58.8	27.7%	8.4%	17.2%	11.0%	10.5%
岡山県	2,253.3	324.9	281.9	14.4%	12.5%	12.6%	10.1%	1.8%
広島県	2,172.7	589.1	555.4	27.1%	25.6%	27.4%	25.7%	-0.3%
山口県	858.8	217.1	163.7	25.3%	19.1%	19.6%	16.6%	5.7%
徳島県	937.3	172.7	125.0	18.4%	13.3%	9.0%	7.8%	9.5%
香川県	1,125.2	327.7	108.2	29.1%	9.6%	44.0%	8.7%	-14.8%
愛媛県	1,243.1	182.1	106.4	14.7%	8.6%	24.5%	5.4%	-9.8%
高知県	397.3	112.4	59.6	28.3%	15.0%	22.2%	11.9%	6.1%
福岡県	3,859.0	1,075.8	316.0	27.9%	8.2%	28.4%	9.4%	-0.5%
佐賀県	1,229.5	265.9	136.2	21.6%	11.1%	24.6%	11.5%	-3.0%
長崎県	1,734.0	456.1	185.4	26.3%	10.7%	22.7%	7.1%	3.7%
熊本県	1,636.2	403.8	192.1	24.7%	11.7%	24.6%	9.9%	0.1%
大分県	551.9	174.9	90.7	31.7%	16.4%	22.9%	9.4%	8.8%
宮崎県	1,332.9	286.5	136.4	21.5%	10.2%	22.6%	8.2%	-1.1%
鹿児島県	2,201.1	487.8	156.5	22.2%	7.1%	15.7%	7.1%	6.5%
沖縄県	1,725.6	303.5	292.7	17.6%	17.0%	16.9%	16.2%	0.7%
合 計	100,735.1	30,482.8	17,375.6	30.3%	17.2%	28.1%	16.1%	2.2%

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県名	事業体名	H21年度				
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の割合
				耐震管の延長			
			(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
1	北海道	函館市	149,639	57,586	57,586	38.5%	38.5%
2	北海道	岩見沢市	127,013	6,256	6,256	4.9%	4.9%
3	北海道	小樽市	92,604	22,834	22,834	24.7%	24.7%
4	北海道	室蘭市	80,242	40,676	40,676	50.7%	50.7%
5	北海道	稚内市	71,390	66,390	26,136	93.0%	36.6%
6	北海道	釧路市	94,011	86,505	32,856	92.0%	34.9%
7	北海道	札幌市	477,836	159,366	159,366	33.4%	33.4%
8	北海道	旭川市	122,943	6,614	6,614	5.4%	5.4%
9	北海道	苫小牧市	93,019	55,423	55,423	59.6%	59.6%
10	北海道	北見市	263,327	18,489	18,489	7.0%	7.0%
11	北海道	帯広市	117,479	71,084	21,787	60.5%	18.5%
12	北海道	千歳市	59,427	21,207	9,725	35.7%	16.4%
13	北海道	江別市	141,649	5,701	5,701	4.0%	4.0%
14	北海道	三笠市	4,683	3,738	3,362	79.8%	71.8%
15	北海道	登別市	6,256	1,418	749	22.7%	12.0%
16	北海道	恵庭市	33,296	21,460	2,363	64.5%	7.1%
17	北海道	北広島市	31,208	21,554	15,765	69.1%	50.5%
18	北海道	石狩市	54,633	32,905	32,905	60.2%	60.2%
19	北海道	中空知広域水道企業団	40,440	40,081	7,835	99.1%	19.4%
20	青森県	弘前市	55,510	15,710	15,710	28.3%	28.3%
21	青森県	八戸圏域水道企業団	259,346	184,096	184,096	71.0%	71.0%
22	青森県	五所川原市(五所川原)	17,660	11,410	11,410	64.6%	64.6%
23	青森県	青森市	118,332	66,608	27,536	56.3%	23.3%
24	岩手県	盛岡市	117,434	86,293	31,584	73.5%	26.9%
25	岩手県	一関市	46,600	8,560	8,560	18.4%	18.4%
26	岩手県	花巻市	30,337	1,906	1,906	6.3%	6.3%
27	岩手県	奥州市	178,180	44,890	32,421	25.2%	18.2%
28	岩手県	北上市	39,685	14,790	14,790	37.3%	37.3%
29	宮城県	塩竈市	53,579	32,988	30,988	61.6%	57.8%
30	宮城県	仙台市	467,472	339,621	209,750	72.7%	44.9%
31	宮城県	気仙沼市	95,189	5,467	5,467	5.7%	5.7%
32	宮城県	多賀城市	30,070	3,671	3,671	12.2%	12.2%
33	宮城県	岩沼市	45,401	32,663	23,251	71.9%	51.2%
34	宮城県	名取市	26,895	13,893	13,893	51.7%	51.7%
35	宮城県	石巻地方広域水道企業団	182,988	47,350	47,350	25.9%	25.9%
36	宮城県	登米市	44,477	31,451	11,853	70.7%	26.6%
37	宮城県	栗原市	35,433	7,011	7,011	19.8%	19.8%
38	宮城県	大崎市	85,933	12,771	12,771	14.9%	14.9%
39	秋田県	秋田市	143,547	91,017	68,649	63.4%	47.8%
40	秋田県	由利本荘市	92,164	20,298	8,627	22.0%	9.4%
41	秋田県	横手市	128,313	15,350	15,350	12.0%	12.0%
42	秋田県	大館市	45,148	38,343	9,921	84.9%	22.0%
43	山形県	山形市	98,357	29,198	29,198	29.7%	29.7%
44	山形県	天童市	29,535	4,972	4,972	16.8%	16.8%
45	山形県	米沢市	66,272	8,336	8,336	12.6%	12.6%
46	山形県	酒田市	66,159	35,712	35,712	54.0%	54.0%
47	山形県	鶴岡市	156,874	33,466	33,466	21.3%	21.3%
48	福島県	郡山市	122,418	77,084	77,084	63.0%	63.0%
49	福島県	いわき市	216,798	74,169	74,169	34.2%	34.2%
50	福島県	福島市	118,319	102,779	9,495	86.9%	8.0%

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

＜別紙1＞基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県名	事業体名	H21年度				
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
51	福島県	会津若松市	52,555	15,471	13,046	29.4%	24.8%
52	福島県	須賀川市	52,496	22,383	1,981	42.6%	3.8%
53	福島県	白河市	17,693	12,078	1,296	68.3%	7.3%
54	福島県	伊達市	82,269	48,874	822	59.4%	1.0%
55	福島県	相馬地方広域水道企業団	36,422	22,080	314	60.6%	0.9%
56	福島県	双葉地方水道企業団	312,999	44,662	12,740	14.3%	4.1%
57	茨城県	水戸市	161,156	58,064	24,423	36.0%	15.2%
58	茨城県	日立市	57,334	28,489	28,489	49.7%	49.7%
59	茨城県	ひたちなか市	42,471	34,795	4,480	81.9%	10.5%
60	茨城県	土浦市	46,859	5,087	5,087	10.9%	10.9%
61	茨城県	古河市	33,364	11,069	11,069	33.2%	33.2%
62	茨城県	結城市	5,965	5,917	-	99.2%	0.0%
63	茨城県	茨城県南水道企業団	-	-	-	-	-
64	茨城県	湖北水道企業団	21,053	7,837	1,759	37.2%	8.4%
65	茨城県	那珂市	7,288	913	913	12.5%	12.5%
66	茨城県	つくば市	33,481	17,938	17,938	53.6%	53.6%
67	茨城県	守谷市	18,357	3,709	3,709	20.2%	20.2%
68	茨城県	神栖市	17,320	-	-	0.0%	0.0%
69	茨城県	常総市	16,185	858	858	5.3%	5.3%
70	茨城県	筑西市	18,069	5,485	482	30.4%	2.7%
71	栃木県	宇都宮市	154,219	72,137	5,523	46.8%	3.6%
72	栃木県	足利市	33,762	1,934	1,934	5.7%	5.7%
73	栃木県	日光市(今市)	89,733	28,393	881	31.6%	1.0%
74	栃木県	鹿沼市	84,277	16,215	2,134	19.2%	2.5%
75	栃木県	佐野市	32,502	6,410	3,692	19.7%	11.4%
76	栃木県	小山市	46,639	27,971	-	60.0%	0.0%
77	栃木県	真岡市	18,400	12,279	-	66.7%	0.0%
78	栃木県	大田原市	48,990	13,714	1,245	28.0%	2.5%
79	栃木県	芳賀中部上水道企業団	31,412	30,997	44	98.7%	0.1%
80	栃木県	那須塩原市	116,634	14,238	14,238	12.2%	12.2%
81	群馬県	高崎市	240,880	105,455	-	43.8%	0.0%
82	群馬県	前橋市	196,489	80,977	76	41.2%	0.0%
83	群馬県	桐生市	61,722	30,317	3,642	49.1%	5.9%
84	群馬県	太田市	133,602	64,088	32,509	48.0%	24.3%
85	群馬県	伊勢崎市	87,687	46,726	5,016	53.3%	5.7%
86	群馬県	館林市	29,142	17,317	128	59.4%	0.4%
87	群馬県	安中市	520,647	221,017	-	42.5%	0.0%
88	群馬県	藤岡市	30,781	15,222	116	49.5%	0.4%
89	群馬県	みどり市	27,336	17,494	3,768	64.0%	13.8%
90	埼玉県	秩父市	166,207	82,270	3,428	49.5%	2.1%
91	埼玉県	深谷市	63,619	3,460	3,460	5.4%	5.4%
92	埼玉県	飯能市	401,411	65,410	6,621	16.3%	1.6%
93	埼玉県	さいたま市	189,006	127,602	60,028	67.5%	31.8%
94	埼玉県	所沢市	78,000	53,757	53,757	68.9%	68.9%
95	埼玉県	川口市	117,860	67,147	67,147	57.0%	57.0%
96	埼玉県	川越市	65,254	24,644	7,115	37.8%	10.9%
97	埼玉県	戸田市	13,013	5,445	5,445	41.8%	41.8%
98	埼玉県	入間市	18,947	18,826	1,409	99.4%	7.4%
99	埼玉県	羽生市	300,508	168,114	5,742	55.9%	1.9%
100	埼玉県	草加市	25,470	11,499	11,499	45.1%	45.1%

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県 名	事業体名	H21年度				
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	耐震管の 延長		
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)			
101	埼玉県	行田市	32,665	540	540	1.7%	1.7%
102	埼玉県	加須市(加須)	139,015	7,230	7,230	5.2%	5.2%
103	埼玉県	志木市	12,140	2,393	694	19.7%	5.7%
104	埼玉県	鳩ヶ谷市	19,838	3,962	3,962	20.0%	20.0%
105	埼玉県	蕨市	6,447	5,215	5,215	80.9%	80.9%
106	埼玉県	狭山市	83,099	29,536	3,780	35.5%	4.5%
107	埼玉県	春日部市	61,644	6,706	6,706	10.9%	10.9%
108	埼玉県	本庄市	50,899	8,769	150	17.2%	0.3%
109	埼玉県	幸手市	34,057	655	655	1.9%	1.9%
110	埼玉県	久喜市(久喜)	27,171	3,910	3,910	14.4%	14.4%
111	埼玉県	鴻巣市	24,213	1,184	1,184	4.9%	4.9%
112	埼玉県	吉川市	9,545	6,803	6,803	71.3%	71.3%
113	埼玉県	越谷・松伏水道企業団	79,974	20,834	20,834	26.1%	26.1%
114	埼玉県	和光市	36,692	18,979	9,541	51.7%	26.0%
115	埼玉県	上尾市	44,580	15,439	15,439	34.6%	34.6%
116	埼玉県	新座市	30,746	4,448	3,701	14.5%	12.0%
117	埼玉県	ふじみ野市	13,164	7,710	7,710	58.6%	58.6%
118	埼玉県	朝霞市	12,444	261	261	2.1%	2.1%
119	埼玉県	東松山市	47,754	21,587	21,587	45.2%	45.2%
120	埼玉県	桶川北本水道企業団	67,223	17,645	17,645	26.2%	26.2%
121	埼玉県	富士見市	29,108	10,199	10,199	35.0%	35.0%
122	埼玉県	熊谷市	65,524	13,707	7,422	20.9%	11.3%
123	埼玉県	蓮田市	246,768	8,264	8,264	3.3%	3.3%
124	埼玉県	三郷市	27,348	5,856	5,856	21.4%	21.4%
125	埼玉県	八潮市	21,812	2,754	2,754	12.6%	12.6%
126	埼玉県	坂戸・鶴ヶ島水道企業団	25,289	11,440	8,791	45.2%	34.8%
127	埼玉県	日高市	18,319	784	784	4.3%	4.3%
128	千葉県	千葉県	661,565	338,624	196,459	51.2%	29.7%
129	千葉県	千葉市	28,678	6,613	6,613	23.1%	23.1%
130	千葉県	市原市	73,594	31,577	8,713	42.9%	11.8%
131	千葉県	松戸市	17,410	4,320	365	24.8%	2.1%
132	千葉県	習志野市	25,843	9,906	296	38.3%	1.1%
133	千葉県	野田市	6,804	4,508	-	66.3%	0.0%
134	千葉県	柏市	50,976	9,298	9,298	18.2%	18.2%
135	千葉県	流山市	42,485	20,696	20,163	48.7%	47.5%
136	千葉県	八千代市	51,858	31,417	18,924	60.6%	36.5%
137	千葉県	我孫子市	33,437	28,738	3,805	85.9%	11.4%
138	千葉県	木更津市	114,198	13,738	13,738	12.0%	12.0%
139	千葉県	君津市	68,951	9,095	4,634	13.2%	6.7%
140	千葉県	袖ヶ浦市	19,601	6,302	3,165	32.2%	16.1%
141	千葉県	成田市	25,757	19,688	19,688	76.4%	76.4%
142	千葉県	佐倉市	48,997	23,356	23,356	47.7%	47.7%
143	千葉県	四街道市	25,913	12,296	3,434	47.5%	13.3%
144	千葉県	富里市	8,435	6,148	580	72.9%	6.9%
145	千葉県	銚子市	38,662	14,769	14,769	38.2%	38.2%
146	千葉県	旭市	691	-	-	0.0%	0.0%
147	千葉県	山武都市広域水道企業団	50,659	24,956	7,628	49.3%	15.1%
148	千葉県	長生都市広域市町村圏組	69,546	44,470	1,229	63.9%	1.8%
149	千葉県	三芳水道企業団	13,462	80	80	0.6%	0.6%
150	東京都	東京都	3,123,721	983,792	983,792	31.5%	31.5%

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県 名	事業体名	H21年度				
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の 割合
					耐震管の 延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
151	神奈川県	横浜市	1,019,427	606,373	481,061	59.5%	47.2%
152	神奈川県	横須賀市	291,447	188,667	171,178	64.7%	58.7%
153	神奈川県	川崎市	321,052	270,213	241,225	84.2%	75.1%
154	神奈川県	小田原市	49,020	25,121	25,121	51.2%	51.2%
155	神奈川県	神奈川県	637,763	389,362	355,156	61.1%	55.7%
156	神奈川県	三浦市	41,196	39,468	38,835	95.8%	94.3%
157	神奈川県	座間市	300,404	243,654	14,519	81.1%	4.8%
158	神奈川県	秦野市	60,360	10,234	1,494	17.0%	2.5%
159	新潟県	新潟市	303,536	110,741	77,870	36.5%	25.7%
160	新潟県	長岡市	644,863	77,078	77,078	12.0%	12.0%
161	新潟県	三条市	63,336	5,163	5,163	8.2%	8.2%
162	新潟県	柏崎市	73,854	28,379	27,192	38.4%	36.8%
163	新潟県	新発田市	39,203	8,534	8,534	21.8%	21.8%
164	新潟県	燕市(燕)	19,976	14,560	12,889	72.9%	64.5%
165	新潟県	見附市	10,906	558	558	5.1%	5.1%
166	新潟県	上越市	250,884	62,317	62,317	24.8%	24.8%
167	新潟県	阿賀野市	32,459	31,072	5,437	95.7%	16.8%
168	新潟県	南魚沼市	86,423	6,759	6,759	7.8%	7.8%
169	富山県	高岡市	97,073	59,322	24,904	61.1%	25.7%
170	富山県	射水市	72,577	55,958	55,958	77.1%	77.1%
171	富山県	富山市	195,889	38,821	38,821	19.8%	19.8%
172	富山県	南砺市	31,609	10,582	10,582	33.5%	33.5%
173	石川県	金沢市	228,247	95,638	75,984	41.9%	33.3%
174	石川県	小松市	62,556	18,148	18,148	29.0%	29.0%
175	石川県	七尾市	39,651	3,750	3,750	9.5%	9.5%
176	石川県	加賀市	132,010	4,700	4,700	3.6%	3.6%
177	石川県	野々市町	16,296	12,450	8,232	76.4%	50.5%
178	石川県	白山市	19,964	7,596	2,692	38.0%	13.5%
179	福井県	福井市	195,023	36,513	36,513	18.7%	18.7%
180	福井県	鯖江市	37,480	4,363	4,363	11.6%	11.6%
181	福井県	越前市	59,672	15,270	15,270	25.6%	25.6%
182	福井県	坂井市	70,363	39,047	9,576	55.5%	13.6%
183	山梨県	甲府市(甲府)	67,410	21,122	10,094	31.3%	15.0%
184	山梨県	南アルプス市	29,584	-	-	0.0%	0.0%
185	山梨県	笛吹市	307,929	8,917	8,650	2.9%	2.8%
186	長野県	長野市	216,555	65,887	65,887	30.4%	30.4%
187	長野県	上田市	51,798	5,426	1,348	10.5%	2.6%
188	長野県	松本市(松本)	1,280,206	510,019	77,950	39.8%	6.1%
189	長野県	須坂市	60,427	1,592	906	2.6%	1.5%
190	長野県	岡谷市	22,249	1,465	365	6.6%	1.6%
191	長野県	伊那市	56,801	34,051	977	59.9%	1.7%
192	長野県	塩尻市	65,512	22,865	124	34.9%	0.2%
193	長野県	長野県	147,328	60,157	40,986	40.8%	27.8%
194	長野県	飯田市	101,765	14,706	3,006	14.5%	3.0%
195	岐阜県	多治見市	28,250	2,316	2,316	8.2%	8.2%
196	岐阜県	岐阜市	109,378	61,915	42,502	56.6%	38.9%
197	岐阜県	高山市(高山)	28,148	7,713	1,786	27.4%	6.3%
198	岐阜県	中津川市	23,474	8,568	8,568	36.5%	36.5%
199	岐阜県	土岐市	58,724	35,235	35,235	60.0%	60.0%
200	岐阜県	美濃加茂市	242,273	4,464	4,464	1.8%	1.8%

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県 名	事業体名	H21年度					
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の 割合	
				(m)	(m)			耐震管の 延長 (m)
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)	
201	岐阜県	可児市	44,079	1,395	1,395	3.2%	3.2%	
202	静岡県	掛川市	91,889	7,438	7,438	8.1%	8.1%	
203	静岡県	伊東市	70,884	18,569	18,569	26.2%	26.2%	
204	静岡県	浜松市	237,633	86,660	48,459	36.5%	20.4%	
205	静岡県	静岡市	284,795	85,162	85,162	29.9%	29.9%	
206	静岡県	富士宮市	151,939	58,535	34,364	38.5%	22.6%	
207	静岡県	沼津市	63,039	2,221	2,221	3.5%	3.5%	
208	静岡県	三島市	27,644	16,275	1,582	58.9%	5.7%	
209	静岡県	焼津市	41,586	5,131	5,131	12.3%	12.3%	
210	静岡県	島田市	29,305	3,441	3,076	11.7%	10.5%	
211	静岡県	磐田市	701,562	129,246	129,246	18.4%	18.4%	
212	静岡県	藤枝市	81,886	11,017	11,017	13.5%	13.5%	
213	静岡県	袋井市	194,735	49,124	49,124	25.2%	25.2%	
214	愛知県	名古屋市長古市	558,293	394,249	155,618	70.6%	27.9%	
215	愛知県	豊橋市	115,971	19,995	19,995	17.2%	17.2%	
216	愛知県	半田市	44,140	16,201	16,201	36.7%	36.7%	
217	愛知県	瀬戸市	22,759	10,259	5,869	45.1%	25.8%	
218	愛知県	岡崎市	158,595	8,255	8,255	5.2%	5.2%	
219	愛知県	犬山市	21,518	803	803	3.7%	3.7%	
220	愛知県	一宮市	55,637	11,083	11,083	19.9%	19.9%	
221	愛知県	蒲郡市	59,708	11,725	10,576	19.6%	17.7%	
222	愛知県	豊川市	73,370	34,349	29,462	46.8%	40.2%	
223	愛知県	津島市	9,700	2,701	1,836	27.8%	18.9%	
224	愛知県	豊田市	154,303	16,465	16,465	10.7%	10.7%	
225	愛知県	安城市	47,784	26,343	10,675	55.1%	22.3%	
226	愛知県	春日井市	138,223	23,436	23,436	17.0%	17.0%	
227	愛知県	碧南市	14,101	4,332	4,332	30.7%	30.7%	
228	愛知県	刈谷市	56,211	18,063	18,063	32.1%	32.1%	
229	愛知県	常滑市	62,825	22,753	22,753	36.2%	36.2%	
230	愛知県	東海市	61,850	6,108	6,108	9.9%	9.9%	
231	愛知県	知多市	73,165	4,139	4,139	5.7%	5.7%	
232	愛知県	東浦町	23,626	23,470	1,566	99.3%	6.6%	
233	愛知県	尾張旭市	37,362	18,679	5,606	50.0%	15.0%	
234	愛知県	海部南部水道企業団	109,190	14,171	14,171	13.0%	13.0%	
235	愛知県	大府市	34,173	20,797	6,253	60.9%	18.3%	
236	愛知県	知立市	10,808	1,174	1,174	10.9%	10.9%	
237	愛知県	小牧市	78,086	77,241	30,515	98.9%	39.1%	
238	愛知県	田原市	121,793	26,422	12,030	21.7%	9.9%	
239	愛知県	北名古屋水道企業団	31,691	2,148	2,148	6.8%	6.8%	
240	愛知県	岩倉市	14,498	1,380	1,099	9.5%	7.6%	
241	愛知県	稲沢市	51,387	33,359	33,359	64.9%	64.9%	
242	愛知県	丹羽広域事務組合	6,526	1,275	1,275	19.5%	19.5%	
243	愛知県	西尾幡豆広域連合	56,694	45,134	17,846	79.6%	31.5%	
244	愛知県	江南市	57,753	12,056	498	20.9%	0.9%	
245	愛知県	愛知中部水道企業団	120,978	28,804	28,804	23.8%	23.8%	
246	三重県	桑名市	898,710	177,480	177,480	19.7%	19.7%	
247	三重県	津市	134,002	10,636	8,006	7.9%	6.0%	
248	三重県	四日市市	237,799	211,158	21,768	88.8%	9.2%	
249	三重県	伊賀市(上野)	590,268	305,539	5,381	51.8%	0.9%	
250	三重県	松阪市	75,110	15,648	3,813	20.8%	5.1%	

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

＜別紙1＞基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県 名	事業体名	H21年度				
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	耐震管の 延長		
			(A)	(B)	(C)	(%)	(%)
						(B/A)	(C/A)
251	三重県	伊勢市	14,446	3,412	3,412	23.6%	23.6%
252	三重県	鈴鹿市	88,204	19,441	19,441	22.0%	22.0%
253	三重県	名張市	72,456	30,267	3,788	41.8%	5.2%
254	三重県	志摩市	590,256	23,251	18,811	3.9%	3.2%
255	滋賀県	大津市	110,442	41,808	41,808	37.9%	37.9%
256	滋賀県	甲賀市	63,757	6,521	6,521	10.2%	10.2%
257	滋賀県	彦根市	39,979	5,325	5,325	13.3%	13.3%
258	滋賀県	草津市	58,560	17,775	17,775	30.4%	30.4%
259	滋賀県	栗東市	107,187	31,712	17,141	29.6%	16.0%
260	滋賀県	長浜水道企業団	45,609	11,038	5,323	24.2%	11.7%
261	滋賀県	湖南市	45,256	2,823	2,823	6.2%	6.2%
262	滋賀県	近江八幡市	17,234	6,742	733	39.1%	4.3%
263	滋賀県	野洲市	6,186	4,673	2,368	75.5%	38.3%
264	滋賀県	守山市	9,010	7,912	4,615	87.8%	51.2%
265	滋賀県	東近江市	25,047	14,599	14,599	58.3%	58.3%
266	京都府	京都市	438,776	109,033	109,033	24.8%	24.8%
267	京都府	長岡京市	50,382	20,234	11,954	40.2%	23.7%
268	京都府	向日市	16,847	3,057	592	18.1%	3.5%
269	京都府	宇治市	60,156	11,180	2,350	18.6%	3.9%
270	京都府	城陽市	39,829	17,381	6,926	43.6%	17.4%
271	京都府	八幡市	80,471	16,055	10,775	20.0%	13.4%
272	京都府	京田辺市	22,821	4,897	4,897	21.5%	21.5%
273	京都府	亀岡市	44,373	12,209	12,209	27.5%	27.5%
274	京都府	福知山市	75,997	32,011	27,724	42.1%	36.5%
275	京都府	舞鶴市	100,550	38,044	38,044	37.8%	37.8%
276	大阪府	大阪市	826,353	238,704	238,704	28.9%	28.9%
277	大阪府	堺市	211,467	30,200	30,200	14.3%	14.3%
278	大阪府	池田市	34,489	15,284	89	44.3%	0.3%
279	大阪府	箕面市	50,550	15,075	15,075	29.8%	29.8%
280	大阪府	豊中市	74,385	24,080	24,080	32.4%	32.4%
281	大阪府	吹田市	70,613	17,730	17,730	25.1%	25.1%
282	大阪府	摂津市	21,717	3,694	3,244	17.0%	14.9%
283	大阪府	茨木市	82,575	52,260	25,370	63.3%	30.7%
284	大阪府	高槻市	73,555	24,977	13,374	34.0%	18.2%
285	大阪府	枚方市	56,672	36,766	13,084	64.9%	23.1%
286	大阪府	寝屋川市	65,650	5,321	5,321	8.1%	8.1%
287	大阪府	守口市	46,375	13,646	13,646	29.4%	29.4%
288	大阪府	門真市	19,250	7,826	7,826	40.7%	40.7%
289	大阪府	大東市	15,607	8,707	6,049	55.8%	38.8%
290	大阪府	交野市	19,980	8,018	4,735	40.1%	23.7%
291	大阪府	四條畷市	9,127	4,457	4,457	48.8%	48.8%
292	大阪府	東大阪市	69,513	10,983	10,983	15.8%	15.8%
293	大阪府	八尾市	40,745	4,913	4,913	12.1%	12.1%
294	大阪府	柏原市	26,437	3,646	3,646	13.8%	13.8%
295	大阪府	松原市	12,749	2,145	2,145	16.8%	16.8%
296	大阪府	羽曳野市	30,723	12,723	12,723	41.4%	41.4%
297	大阪府	藤井寺市	11,980	832	832	6.9%	6.9%
298	大阪府	大阪狭山市	25,016	8,238	4,444	32.9%	17.8%
299	大阪府	富田林市	46,285	13,564	13,564	29.3%	29.3%
300	大阪府	河内長野市	34,656	15,103	15,103	43.6%	43.6%

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

＜別紙1＞基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県名	事業体名	H21年度					
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の割合	
				(m)	(m)			耐震管の延長
			(%)	(%)	(%)	(B/A)	(C/A)	
301	大阪府	和泉市	28,824	17,306	17,306	60.0%	60.0%	
302	大阪府	泉大津市	2,401	1,664	1,664	69.3%	69.3%	
303	大阪府	高石市	4,552	583	583	12.8%	12.8%	
304	大阪府	岸和田市	32,041	2,871	2,871	9.0%	9.0%	
305	大阪府	貝塚市	13,719	2,097	2,097	15.3%	15.3%	
306	大阪府	泉佐野市	20,796	8,595	8,595	41.3%	41.3%	
307	大阪府	熊取町	7,833	3,916	1,399	50.0%	17.9%	
308	大阪府	泉南市	17,542	860	860	4.9%	4.9%	
309	大阪府	阪南市	29,463	9,280	217	31.5%	0.7%	
310	兵庫県	神戸市	1,094,842	655,490	573,455	59.9%	52.4%	
311	兵庫県	尼崎市	143,818	52,894	52,894	36.8%	36.8%	
312	兵庫県	高砂市	20,682	—	—	0.0%	0.0%	
313	兵庫県	豊岡市	73,054	9,398	9,398	12.9%	12.9%	
314	兵庫県	西宮市	196,931	51,496	51,496	26.1%	26.1%	
315	兵庫県	姫路市	321,308	121,648	18,677	37.9%	5.8%	
316	兵庫県	明石市	121,722	76,169	7,532	62.6%	6.2%	
317	兵庫県	洲本市	31,798	5,689	3,000	17.9%	9.4%	
318	兵庫県	伊丹市	42,219	5,131	5,131	12.2%	12.2%	
319	兵庫県	芦屋市	30,756	18,303	7,964	59.5%	25.9%	
320	兵庫県	南あわじ市	70,385	16,912	13,128	24.0%	18.7%	
321	兵庫県	三田市	34,543	23,543	4,613	68.2%	13.4%	
322	兵庫県	西播磨水道企業団	330,383	264,693	1,200	80.1%	0.4%	
323	兵庫県	赤穂市	48,635	26	26	0.1%	0.1%	
324	兵庫県	宝塚市	93,946	18,491	14,033	19.7%	14.9%	
325	兵庫県	加古川市	87,619	17,654	17,654	20.1%	20.1%	
326	兵庫県	川西市	27,199	2,505	2,505	9.2%	9.2%	
327	兵庫県	加西市	4,278	589	71	13.8%	1.6%	
328	兵庫県	三木市	86,892	23,147	16,067	26.6%	18.5%	
329	兵庫県	小野市	26,764	12,901	1,830	48.2%	6.8%	
330	奈良県	奈良市	200,817	54,289	54,289	27.0%	27.0%	
331	奈良県	大和郡山市	22,817	1,977	33	8.7%	0.1%	
332	奈良県	橿原市	44,840	5,639	3,127	12.6%	7.0%	
333	奈良県	大和高田市	—	—	—	—	—	
334	奈良県	天理市	55,544	10,916	10,916	19.7%	19.7%	
335	奈良県	桜井市	31,757	8,400	7,970	26.5%	25.1%	
336	奈良県	生駒市	91,066	33,810	11,419	37.1%	12.5%	
337	奈良県	香芝市	18,873	698	698	3.7%	3.7%	
338	和歌山県	和歌山市	91,846	31,932	31,932	34.8%	34.8%	
339	和歌山県	田辺市	273,463	84,001	40,461	30.7%	14.8%	
340	和歌山県	橋本市	202,944	45,528	13,159	22.4%	6.5%	
341	鳥取県	鳥取市	153,204	57,324	57,324	37.4%	37.4%	
342	鳥取県	米子市	111,715	5,081	5,081	4.5%	4.5%	
343	島根県	松江市	54,403	18,179	18,179	33.4%	33.4%	
344	島根県	出雲市	56,838	12,114	12,114	21.3%	21.3%	
345	岡山県	総社市	45,732	767	767	1.7%	1.7%	
346	岡山県	岡山市	275,581	85,359	85,359	31.0%	31.0%	
347	岡山県	津山市	96,497	13,900	13,900	14.4%	14.4%	
348	岡山県	笠岡市	53,200	20,827	20,827	39.1%	39.1%	
349	岡山県	玉野市	55,433	2,671	2,671	4.8%	4.8%	
350	岡山県	倉敷市(倉敷)	148,711	40,644	40,644	27.3%	27.3%	

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県名	事業体名	H21年度					
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の割合	
				(m)	(m)			耐震管の延長
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)	
351	広島県	東広島市	84,459	49,800	49,800	59.0%	59.0%	
352	広島県	廿日市市	21,767	370	370	1.7%	1.7%	
353	広島県	広島市	722,064	232,650	232,650	32.2%	32.2%	
354	広島県	呉市	366,250	30,889	30,889	8.4%	8.4%	
355	広島県	福山市	188,998	107,077	83,559	56.7%	44.2%	
356	広島県	尾道市	131,284	33,539	33,539	25.5%	25.5%	
357	広島県	三原市	130,149	36,172	36,172	27.8%	27.8%	
358	山口県	下関市	201,992	30,570	30,570	15.1%	15.1%	
359	山口県	宇部市	69,658	12,827	12,827	18.4%	18.4%	
360	山口県	山口市	67,059	24,692	24,692	36.8%	36.8%	
361	山口県	周南市	55,477	4,115	4,115	7.4%	7.4%	
362	山口県	防府市	44,335	15,993	15,993	36.1%	36.1%	
363	山口県	下松市	13,045	8,836	1,190	67.7%	9.1%	
364	山口県	岩国市	41,927	8,274	8,274	19.7%	19.7%	
365	山口県	山陽小野田市	39,086	13,847	13,847	35.4%	35.4%	
366	山口県	光市	21,276	12,870	12,870	60.5%	60.5%	
367	徳島県	徳島市	127,654	52,530	52,530	41.2%	41.2%	
368	徳島県	鳴門市	42,702	5,773	4,614	13.5%	10.8%	
369	香川県	高松市	197,381	66,265	26,080	33.6%	13.2%	
370	香川県	丸亀市	98,251	10,784	10,784	11.0%	11.0%	
371	香川県	坂出市	24,541	231	231	0.9%	0.9%	
372	香川県	さぬき市	81,020	39,026	6,918	48.2%	8.5%	
373	香川県	三豊市	122,595	4,486	3,346	3.7%	2.7%	
374	愛媛県	宇和島市	177,946	14,009	14,009	7.9%	7.9%	
375	愛媛県	松山市	235,265	37,146	29,631	15.8%	12.6%	
376	愛媛県	今治市	72,080	43,379	15,902	60.2%	22.1%	
377	愛媛県	四国中央市	30,263	-	-	0.0%	0.0%	
378	高知県	高知市	135,228	18,670	18,670	13.8%	13.8%	
379	福岡県	北九州市	545,403	140,542	91,942	25.8%	16.9%	
380	福岡県	福岡市	473,357	278,961	90,086	58.9%	19.0%	
381	福岡県	大牟田市	95,253	13,973	10,297	14.7%	10.8%	
382	福岡県	久留米市	95,423	13,988	13,988	14.7%	14.7%	
383	福岡県	直方市	29,355	7,006	4,036	23.9%	13.7%	
384	福岡県	飯塚市	519,707	7,280	7,096	1.4%	1.4%	
385	福岡県	田川市	55,761	3,080	397	5.5%	0.7%	
386	福岡県	柳川市	8,797	4,846	4,846	55.1%	55.1%	
387	福岡県	大川市	4,576	14	14	0.3%	0.3%	
388	福岡県	行橋市	118,451	33,606	4,007	28.4%	3.4%	
389	福岡県	中間市	121,558	63,847	5,536	52.5%	4.6%	
390	福岡県	三井水道企業団	24,601	372	372	1.5%	1.5%	
391	福岡県	筑紫野市	28,428	588	236	2.1%	0.8%	
392	福岡県	春日那珂川水道企業団	56,814	47,990	2,006	84.5%	3.5%	
393	福岡県	大野城市	71,750	791	791	1.1%	1.1%	
394	福岡県	太宰府市	14,872	2,288	2,288	15.4%	15.4%	
395	福岡県	古賀市	23,973	-	-	0.0%	0.0%	
396	福岡県	宗像市	20,657	1,817	1,817	8.8%	8.8%	
397	福岡県	糸島市	42,517	38,307	-	90.1%	0.0%	
398	佐賀県	佐賀市	14,819	6,415	2,994	43.3%	20.2%	
399	佐賀県	唐津市	202,810	13,961	13,961	6.9%	6.9%	
400	佐賀県	武雄市	104,999	11,101	11,101	10.6%	10.6%	

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

＜別紙1＞基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-2 大臣認可事業者別(上水道事業)※

	都道府県 名	事業体名	H21年度				
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	耐震管の 延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
401	佐賀県	鳥栖市	16,164	123	123	0.8%	0.8%
402	佐賀県	佐賀東部水道企業団	-	-	-	-	-
403	長崎県	長崎市	185,814	97,239	97,239	52.3%	52.3%
404	長崎県	佐世保市	275,958	51,460	24,758	18.6%	9.0%
405	長崎県	大村市	74,640	7,658	7,658	10.3%	10.3%
406	長崎県	諫早市	73,201	24,979	10,243	34.1%	14.0%
407	熊本県	天草市	110,542	3,780	3,780	3.4%	3.4%
408	熊本県	荒尾市	117,352	104,818	13,442	89.3%	11.5%
409	大分県	大分市	133,588	79,807	41,508	59.7%	31.1%
410	大分県	別府市	195,637	41,969	18,309	21.5%	9.4%
411	大分県	中津市	7,009	278	-	4.0%	0.0%
412	宮崎県	宮崎市	215,271	57,107	57,107	26.5%	26.5%
413	宮崎県	延岡市	58,693	14,548	14,548	24.8%	24.8%
414	宮崎県	日向市	15,298	10,135	10,135	66.3%	66.3%
415	鹿児島県	鹿児島市	395,058	226,374	94,508	57.3%	23.9%
416	鹿児島県	鹿屋市	218,433	126,036	4,383	57.7%	2.0%
417	鹿児島県	薩摩川内市(川内)	18,145	163	163	0.9%	0.9%
418	鹿児島県	霧島市	105,370	16,763	16,763	15.9%	15.9%
419	沖縄県	那覇市	114,785	14,758	14,758	12.9%	12.9%
420	沖縄県	名護市	70,190	10,672	10,672	15.2%	15.2%
421	沖縄県	宜野湾市	19,652	2,684	2,684	13.7%	13.7%
422	沖縄県	浦添市	49,776	4,044	4,044	8.1%	8.1%
423	沖縄県	南部水道企業団	57,794	9,015	9,015	15.6%	15.6%
424	沖縄県	うるま市	102,862	12,351	12,351	12.0%	12.0%
425	沖縄県	糸満市	83,706	2,065	-	2.5%	0.0%
426	沖縄県	豊見城市	22,522	2,227	2,227	9.9%	9.9%
427	沖縄県	沖縄市	28,117	3,565	992	12.7%	3.5%

※大臣認可事業とは給水人口5万人を超えるなどの水道事業。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-3 大臣認可事業者別(水道用水供給事業)※

	都道府県名	事業体名	H21年度				
			総延長 (m)	耐震適合性のある管		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)
				耐震管の延長 (m)	(m)		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
1	北海道	桂沢水道企業団	32,264	19,924	19,924	61.8%	61.8%
2	北海道	石狩東部広域水道企業団	34,767	29,301	3,462	84.3%	10.0%
3	北海道	十勝中部広域水道企業団	105,839	986	986	0.9%	0.9%
4	北海道	石狩西部広域水道企業団	41,220	41,220	31,970	100.0%	77.6%
5	青森県	津軽広域水道企業団	93,674	60,398	31,648	64.5%	33.8%
6	岩手県	岩手中部広域水道企業団	65,131	25,641	25,641	39.4%	39.4%
7	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	54,259	54,259	27,216	100.0%	50.2%
8	宮城県	宮城県(大崎)	131,626	83,944	23,790	63.8%	18.1%
9	宮城県	宮城県(仙南・仙塩)	201,375	160,568	108,859	79.7%	54.1%
10	山形県	山形県(村山)	113,233	57,965	57,965	51.2%	51.2%
11	山形県	山形県(置賜)	61,979	23,666	20,550	38.2%	33.2%
12	山形県	山形県(庄内)	66,116	45,638	45,638	69.0%	69.0%
13	福島県	会津若松地方広域市町村圏整備組合	40,736	35,357	5,706	86.8%	14.0%
14	福島県	福島地方水道用水供給企業団	122,183	8,227	8,227	6.7%	6.7%
15	茨城県	茨城県(県南)	179,528	127,946	53,653	71.3%	29.9%
16	茨城県	茨城県(県西)	246,993	52,671	8,455	21.3%	3.4%
17	茨城県	茨城県(鹿行)	165,832	55,439	3,194	33.4%	1.9%
18	茨城県	茨城県(県中央)	188,885	119,004	70,970	63.0%	37.6%
19	栃木県	栃木県(北那須)	28,562	18,960	366	66.4%	1.3%
20	栃木県	栃木県(鬼怒)	35,566	11,541	1,739	32.4%	4.9%
21	群馬県	群馬県(県央第一)	32,536	32,335	8,083	99.4%	24.8%
22	群馬県	群馬県(新田山田)	18,236	18,236	436	100.0%	2.4%
23	群馬県	群馬県(県央第二)	96,320	95,365	24,648	99.0%	25.6%
24	群馬県	群馬県(東部)	40,573	40,295	460	99.3%	1.1%
25	埼玉県	埼玉県	767,356	284,142	284,142	37.0%	37.0%
26	千葉県	九十九里地域水道企業団	85,544	85,309	31,560	99.7%	36.9%
27	千葉県	北千葉広域水道企業団	114,893	104,993	27,936	91.4%	24.3%
28	千葉県	東総広域水道企業団	32,660	13,054	2,336	40.0%	7.2%
29	千葉県	君津広域水道企業団	82,187	53,277	17,057	64.8%	20.8%
30	千葉県	印旛郡市広域市町村圏事務組合	60,607	20,444	20,444	33.7%	33.7%
31	千葉県	南房総広域水道企業団	173,284	70,293	70,293	40.6%	40.6%
32	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	231,130	226,393	126,065	98.0%	54.5%
33	新潟県	新潟東港地域水道用水供給企業団	43,907	16,588	16,588	37.8%	37.8%
34	新潟県	三条地域水道用水供給企業団	64,659	64,659	33,469	100.0%	51.8%
35	新潟県	上越地域水道用水供給企業団	101,438	32,291	19,119	31.8%	18.8%
36	富山県	富山県(西部)	43,958	28,616	28,616	65.1%	65.1%
37	富山県	砺波広域圏事務組合	31,564	2,806	2,806	8.9%	8.9%
38	富山県	富山県(熊野川)	-	-	-	-	-
39	富山県	富山県(東部)	-	-	-	-	-
40	石川県	石川県	185,355	79,114	79,114	42.7%	42.7%
41	福井県	福井県(坂井)	39,785	200	200	0.5%	0.5%
42	福井県	福井県(日野川)	60,520	60,520	5,855	100.0%	9.7%
43	山梨県	峡北地域広域水道企業団	83,301	57,701	-	69.3%	0.0%
44	長野県	長野県	48,390	37,145	30,852	76.8%	63.8%
45	長野県	長野県上伊那広域水道用水企業団	70,244	17,353	17,353	24.7%	24.7%
46	岐阜県	岐阜県	148,888	89,878	89,878	60.4%	60.4%
47	静岡県	静岡県(榛南)	29,240	2,029	2,029	6.9%	6.9%
48	静岡県	静岡県(遠州)	270,085	97,347	97,347	36.0%	36.0%
49	静岡県	静岡県(駿豆)	24,144	12,438	12,438	51.5%	51.5%
50	静岡県	静岡県大井川広域水道企業団	190,713	76,744	60,874	40.2%	31.9%

※大臣認可事業とは1日最大給水量が2万5千立法メートルを超える水道用水供給事業のこと。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-3 大臣認可事業者別(水道用水供給事業)※

	都道府県名	事業体名	H21年度					
			総延長	耐震適合性のある管		耐震適合率	耐震管の割合	
				(m)	(m)			耐震管の延長
			(%)	(%)	(%)	(B/A)	(C/A)	
51	愛知県	愛知県	768,447	612,527	612,527	79.7%	79.7%	
52	三重県	三重県(北中勢)	298,805	249,089	75,414	83.4%	25.2%	
53	三重県	三重県(南勢志摩)	194,800	132,099	45,518	67.8%	23.4%	
54	滋賀県	滋賀県(南部)	96,800	47,188	47,188	48.7%	48.7%	
55	滋賀県	滋賀県(東南部)	100,207	9,836	9,836	9.8%	9.8%	
56	京都府	京都府	86,623	37,232	37,232	43.0%	43.0%	
57	大阪府	大阪府	568,505	165,316	165,316	29.1%	29.1%	
58	兵庫県	阪神水道企業団	166,513	93,148	93,148	55.9%	55.9%	
59	兵庫県	兵庫県	258,863	245,684	89,697	94.9%	34.7%	
60	兵庫県	淡路広域水道企業団	174,825	60,982	60,982	34.9%	34.9%	
61	奈良県	奈良県	296,121	219,701	177,392	74.2%	59.9%	
62	島根県	島根県(飯梨川)	21,765	6,440	547	29.6%	2.5%	
63	島根県	島根県(江の川)	58,717	47,441	3,987	80.8%	6.8%	
64	岡山県	岡山県南部水道企業団	92,169	47,267	47,267	51.3%	51.3%	
65	岡山県	備南水道企業団	24,623	4,778	4,778	19.4%	19.4%	
66	岡山県	岡山県西南水道企業団	26,727	6,062	1,877	22.7%	7.0%	
67	岡山県	岡山県広域水道企業団	317,962	48,568	48,042	15.3%	15.1%	
68	広島県	広島県(広島)	206,938	41,613	41,613	20.1%	20.1%	
69	広島県	広島県(広島西部)	40,165	15,971	15,971	39.8%	39.8%	
70	広島県	広島県(沼田川)	111,038	22,236	22,236	20.0%	20.0%	
71	山口県	柳井地域広域水道企業団	112,118	56,215	10,511	50.1%	9.4%	
72	香川県	香川県	300,944	178,944	39,975	59.5%	13.3%	
73	愛媛県	南予水道企業団	55,592	2,571	2,571	4.6%	4.6%	
74	福岡県	福岡県南広域水道企業団	144,413	98,517	9,092	68.2%	6.3%	
75	福岡県	福岡地区水道企業団	184,569	29,009	29,009	15.7%	15.7%	
76	福岡県	宗像地区事務組合	25,609	25,111	375	98.1%	1.5%	
77	福岡県	田川地区水道企業団	57,730	51,221	-	-	-	
78	佐賀県	佐賀東部水道企業団	121,059	59,773	39,362	49.4%	32.5%	
79	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	86,018	85,894	39,555	99.9%	46.0%	
80	長崎県	長崎県南部広域水道企業団	9,961	9,961	-	100.0%	0.0%	
81	沖縄県	沖縄県	686,825	218,225	218,225	31.8%	31.8%	

※大臣認可事業とは1日最大給水量が2万5千立法メートルを超える水道用水供給事業のこと。

ただし北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

＜別紙2＞ 浄水施設の耐震化状況(平成21年度末)

都道府県別一覧表(浄水施設)

都道府県名	H21年度			(参考)H20年度		
	全施設能力 (m ³ /日)①	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率	全施設能力 (m ³ /日)②	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率
北海道	2,515,623	298,999	11.9%	2,536,250	277,721	11.0%
青森県	703,014	97,375	13.9%	659,749	120,154	18.2%
岩手県	577,646	86,432	15.0%	568,440	55,958	9.8%
宮城県	1,246,043	77,680	6.2%	1,248,498	87,802	7.0%
秋田県	503,664	51,081	10.1%	501,976	50,256	10.0%
山形県	632,277	98,493	15.6%	671,270	409,033	60.9%
福島県	1,086,742	150,890	13.9%	1,076,140	143,351	13.3%
茨城県	1,377,630	23,200	1.7%	1,333,133	25,300	1.9%
栃木県	1,057,564	177,384	16.8%	962,101	142,379	14.8%
群馬県	1,347,208	51,125	3.8%	1,268,136	24,149	1.9%
埼玉県	4,486,959	446,012	9.9%	4,668,744	371,800	8.0%
千葉県	2,705,652	926,421	34.2%	2,712,752	972,091	35.8%
東京都	6,976,427	30,576	0.4%	6,970,883	27,666	0.4%
神奈川県	5,659,928	976,977	17.3%	5,670,928	976,977	17.2%
新潟県	1,544,862	114,310	7.4%	1,469,459	112,750	7.7%
富山県	478,994	190,617	39.8%	492,793	101,430	20.6%
石川県	797,040	441,755	55.4%	806,403	417,490	51.8%
福井県	573,818	126,206	22.0%	517,440	74,456	14.4%
山梨県	539,707	252,810	46.8%	513,943	254,180	49.5%
長野県	1,285,143	176,541	13.7%	1,337,892	163,517	12.2%
岐阜県	1,139,056	456,090	40.0%	1,104,679	453,553	41.1%
静岡県	2,397,990	426,456	17.8%	2,364,567	408,513	17.3%
愛知県	3,904,653	1,156,473	29.6%	3,930,633	1,161,388	29.6%
三重県	1,135,190	736,401	64.9%	1,248,410	748,854	60.0%
滋賀県	786,019	49,920	6.4%	775,497	49,920	6.4%
京都府	1,584,259	119,115	7.5%	1,577,626	26,145	1.7%
大阪府	5,472,437	1,195,250	21.8%	5,526,092	1,166,350	21.1%
兵庫県	3,213,680	1,027,460	32.0%	3,223,176	1,017,622	31.6%
奈良県	925,644	275,600	29.8%	888,984	246,600	27.7%
和歌山県	710,214	116,089	16.3%	693,579	98,957	14.3%
鳥取県	283,012	65,542	23.2%	288,680	38,720	13.4%
島根県	294,895	12,877	4.4%	297,055	12,527	4.2%
岡山県	1,035,087	204,357	19.7%	1,071,825	234,357	21.9%
広島県	1,476,589	43,000	2.9%	1,477,854	43,000	2.9%
山口県	840,603	83,967	10.0%	873,603	28,000	3.2%
徳島県	504,181	71,555	14.2%	487,921	35,755	7.3%
香川県	589,187	17,115	2.9%	588,727	17,115	2.9%
愛媛県	691,768	78,879	11.4%	709,737	61,019	8.6%
高知県	396,163	46,459	11.7%	398,352	18,440	4.6%
福岡県	2,632,420	278,101	10.6%	2,536,095	312,601	12.3%
佐賀県	466,640	20,850	4.5%	466,810	11,850	2.5%
長崎県	576,711	37,960	6.6%	576,711	37,960	6.6%
熊本県	675,587	331,765	49.1%	672,737	317,578	47.2%
大分県	482,371	36,794	7.6%	490,384	41,481	8.5%
宮崎県	426,265	26,350	6.2%	563,631	27,287	4.8%
鹿児島県	759,364	22,762	3.0%	759,614	11,262	1.5%
沖縄県	697,033	73,942	10.6%	662,683	30,332	4.6%
合計	70,192,959	11,806,013	16.8%	70,242,592	11,465,646	16.3%

<別紙3> 配水池の耐震化状況(平成21年度末)

都道府県別一覧表(配水池)

都道府県名	H21年度			(参考)H20年度		
	全施設容量 (m ³)①	耐震化容量 (m ³)	耐震化率	全施設容量 (m ³)②	耐震化容量 (m ³)	耐震化率
北海道	1,392,201	480,352	34.5%	1,488,684	470,296	31.6%
青森県	375,601	86,662	23.1%	426,658	79,272	18.6%
岩手県	330,052	80,219	24.3%	364,921	63,602	17.4%
宮城県	948,965	162,625	17.1%	1,212,525	172,813	14.3%
秋田県	316,020	58,412	18.5%	281,118	55,112	19.6%
山形県	330,673	112,612	34.1%	379,513	91,447	24.1%
福島県	588,211	120,652	20.5%	634,662	93,009	14.7%
茨城県	589,512	193,056	32.7%	838,414	162,056	19.3%
栃木県	581,719	87,296	15.0%	579,245	116,887	20.2%
群馬県	653,905	223,093	34.1%	878,651	169,005	19.2%
埼玉県	2,709,684	850,251	31.4%	2,579,369	616,522	23.9%
千葉県	1,776,681	805,468	45.3%	1,852,104	781,567	42.2%
東京都	3,222,615	1,646,184	51.1%	2,611,307	1,522,081	58.3%
神奈川県	2,983,690	613,305	20.6%	3,115,777	559,755	18.0%
新潟県	722,479	195,866	27.1%	778,853	179,652	23.1%
富山県	326,993	96,346	29.5%	365,659	97,986	26.8%
石川県	392,990	122,369	31.1%	457,458	111,629	24.4%
福井県	226,333	53,236	23.5%	256,574	50,938	19.9%
山梨県	222,070	101,274	45.6%	211,233	72,004	34.1%
長野県	751,840	162,862	21.7%	829,660	149,826	18.1%
岐阜県	513,687	258,936	50.4%	542,313	233,907	43.1%
静岡県	1,259,198	506,625	40.2%	1,359,952	454,026	33.4%
愛知県	2,098,148	1,663,295	79.3%	2,440,695	1,556,629	63.8%
三重県	702,058	343,654	48.9%	773,337	317,771	41.1%
滋賀県	418,301	153,381	36.7%	459,636	127,020	27.6%
京都府	780,275	194,237	24.9%	824,457	193,635	23.5%
大阪府	3,058,461	790,751	25.9%	3,263,107	840,959	25.8%
兵庫県	1,894,438	896,409	47.3%	1,975,530	771,528	39.1%
奈良県	670,913	239,669	35.7%	673,406	208,738	31.0%
和歌山県	334,795	79,092	23.6%	353,013	66,262	18.8%
鳥取県	117,242	29,900	25.5%	167,219	30,800	18.4%
島根県	184,379	31,365	17.0%	181,775	28,685	15.8%
岡山県	681,654	291,283	42.7%	1,009,649	286,145	28.3%
広島県	915,559	96,317	10.5%	987,324	118,514	12.0%
山口県	474,895	104,885	22.1%	520,847	89,685	17.2%
徳島県	222,961	51,403	23.1%	231,084	47,920	20.7%
香川県	399,386	120,912	30.3%	425,795	119,052	28.0%
愛媛県	382,999	103,473	27.0%	360,109	68,911	19.1%
高知県	185,200	33,350	18.0%	180,164	24,500	13.6%
福岡県	1,307,487	264,778	20.3%	1,423,683	266,286	18.7%
佐賀県	263,388	40,951	15.5%	268,424	38,275	14.3%
長崎県	387,638	35,930	9.3%	427,670	32,737	7.7%
熊本県	424,334	197,362	46.5%	397,334	214,945	54.1%
大分県	335,708	145,442	43.3%	360,220	46,302	12.9%
宮崎県	242,047	83,304	34.4%	297,162	39,364	13.3%
鹿児島県	551,885	53,096	9.6%	553,376	46,961	8.5%
沖縄県	598,288	329,080	55.0%	672,088	198,840	29.6%
合計	38,847,558	13,391,020	34.5%	41,271,754	12,083,856	29.3%

<別紙4> 耐震化計画策定状況(基幹管路、基幹施設)

基幹管路 都道府県別一覧表

都道府県名	事業者数	計画策定		具体的整備計画あり※	
		事業者数	策定率	事業者数	策定率
北海道	103	18	17.5%	9	8.7%
青森	27	6	22.2%	5	18.5%
岩手	33	4	12.1%	3	9.1%
宮城	35	9	25.7%	6	17.1%
秋田	22	2	9.1%	1	4.5%
山形	32	9	28.1%	2	6.3%
福島	39	5	12.8%	4	10.3%
茨城	51	4	7.8%	4	7.8%
栃木	35	2	5.7%	1	2.9%
群馬	36	3	8.3%	1	2.8%
埼玉	66	12	18.2%	5	7.6%
千葉	50	7	14.0%	5	10.0%
東京	6	4	66.7%	2	33.3%
神奈川	19	7	36.8%	5	26.3%
新潟	36	8	22.2%	5	13.9%
富山	14	2	14.3%	0	0.0%
石川	19	2	10.5%	0	0.0%
福井	18	4	22.2%	3	16.7%
山梨	20	8	40.0%	6	30.0%
長野	69	8	11.6%	5	7.2%
岐阜	45	9	20.0%	2	4.4%
静岡	47	8	17.0%	2	4.3%
愛知	45	17	37.8%	12	26.7%
三重	25	6	24.0%	3	12.0%
滋賀	24	6	25.0%	4	16.7%
京都	27	6	22.2%	4	14.8%
大阪	45	16	35.6%	10	22.2%
兵庫	48	11	22.9%	10	20.8%
奈良	29	4	13.8%	2	6.9%
和歌山	24	4	16.7%	4	16.7%
鳥取	14	0	0.0%	0	0.0%
島根	14	1	7.1%	1	7.1%
岡山	28	6	21.4%	4	14.3%
広島	21	7	33.3%	3	14.3%
山口	16	5	31.3%	3	18.8%
徳島	19	7	36.8%	6	31.6%
香川	18	2	11.1%	2	11.1%
愛媛	34	0	0.0%	0	0.0%
高知	18	4	22.2%	1	5.6%
福岡	57	9	15.8%	5	8.8%
佐賀	19	2	10.5%	1	5.3%
長崎	34	2	5.9%	1	2.9%
熊本	30	3	10.0%	1	3.3%
大分	16	2	12.5%	2	12.5%
宮崎	24	8	33.3%	3	12.5%
鹿児島	40	12	30.0%	9	22.5%
沖縄	26	0	0.0%	0	0.0%
全国計	1,517	281	18.5%	167	11.0%

基幹施設(浄水場、配水池) 都道府県別一覧表

都道府県名	事業者数	計画策定		具体的整備計画あり※	
		事業者数	策定率	事業者数	策定率
北海道	103	11	10.7%	10	9.7%
青森	27	3	11.1%	1	3.7%
岩手	33	4	12.1%	3	9.1%
宮城	35	6	17.1%	4	11.4%
秋田	22	2	9.1%	1	4.5%
山形	32	3	9.4%	3	9.4%
福島	39	2	5.1%	2	5.1%
茨城	51	11	21.6%	9	17.6%
栃木	35	3	8.6%	2	5.7%
群馬	36	4	11.1%	2	5.6%
埼玉	66	24	36.4%	20	30.3%
千葉	50	11	22.0%	10	20.0%
東京	6	3	50.0%	3	50.0%
神奈川	19	11	57.9%	9	47.4%
新潟	36	9	25.0%	5	13.9%
富山	14	2	14.3%	1	7.1%
石川	19	7	36.8%	5	26.3%
福井	18	6	33.3%	4	22.2%
山梨	20	8	40.0%	7	35.0%
長野	69	10	14.5%	9	13.0%
岐阜	45	9	20.0%	6	13.3%
静岡	47	16	34.0%	12	25.5%
愛知	45	22	48.9%	21	46.7%
三重	25	8	32.0%	5	20.0%
滋賀	24	8	33.3%	6	25.0%
京都	27	8	29.6%	5	18.5%
大阪	45	22	48.9%	20	44.4%
兵庫	48	7	14.6%	5	10.4%
奈良	29	8	27.6%	7	24.1%
和歌山	24	7	29.2%	3	12.5%
鳥取	14	0	0.0%	0	0.0%
島根	14	1	7.1%	1	7.1%
岡山	28	6	21.4%	5	17.9%
広島	21	5	23.8%	4	19.0%
山口	16	4	25.0%	3	18.8%
徳島	19	7	36.8%	7	36.8%
香川	18	5	27.8%	3	16.7%
愛媛	34	1	2.9%	0	0.0%
高知	18	5	27.8%	3	16.7%
福岡	57	12	21.1%	9	15.8%
佐賀	19	0	0.0%	0	0.0%
長崎	34	3	8.8%	1	2.9%
熊本	30	5	16.7%	3	10.0%
大分	16	4	25.0%	4	25.0%
宮崎	24	2	8.3%	2	8.3%
鹿児島	40	12	30.0%	9	22.5%
沖縄	26	1	3.8%	1	3.8%
全国計	1,517	328	21.6%	255	16.8%

※具体的整備計画とは、整備すべき対象施設と実施予定時期が定められた実施計画のこと

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成16年7月12日)に基づき、本体着工前の適切な時期の評価及び原則5年ごとの評価を実施

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日)
「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」
「水道事業の費用対効果分析マニュアル」に基づき評価を実施



- ・事業評価の事例・知見の蓄積
- ・総務省点検での勧告
- ・事業仕分け

- ・実施要領、実施細目、マニュアルを一部改訂予定
- ・「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定予定

【1-5】 水道の国際展開への取組(水ビジネスの推進)

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

「アジア経済戦略」 環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。
⇒パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合…原子力、鉄道とともに、水が重点分野として取り上げられる。

厚生労働省の取組

日本企業の海外市場への売り込み ～20年度から実施。対象国は中国、ベトナム、カンボジア

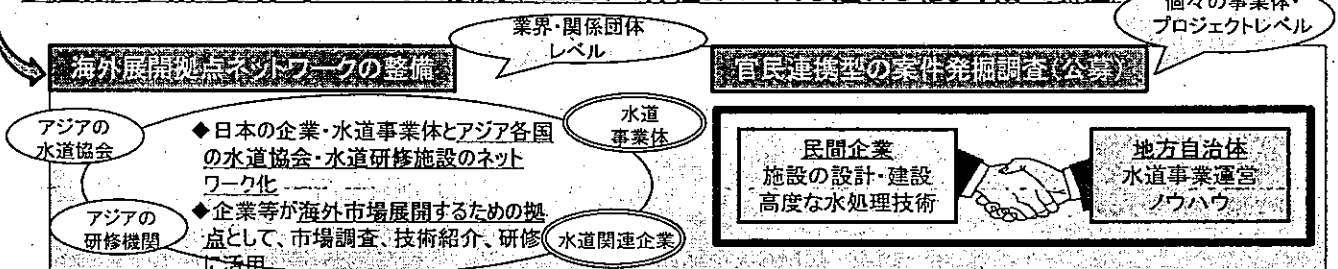
- 相手国政府と共同で、相手国の水道事業者を対象に水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業をPR
- 現地ニーズに対応した日本型水道システムのモデル作り(省エネ型の送配水管理や漏水対策など)

- 国内でも、官民連携を進めるため、水道事業の民間委託を促進～「官民連携協議会」の開催 等

- 厚生労働省と地方自治体との連絡会議(5月28日、11月11日開催)

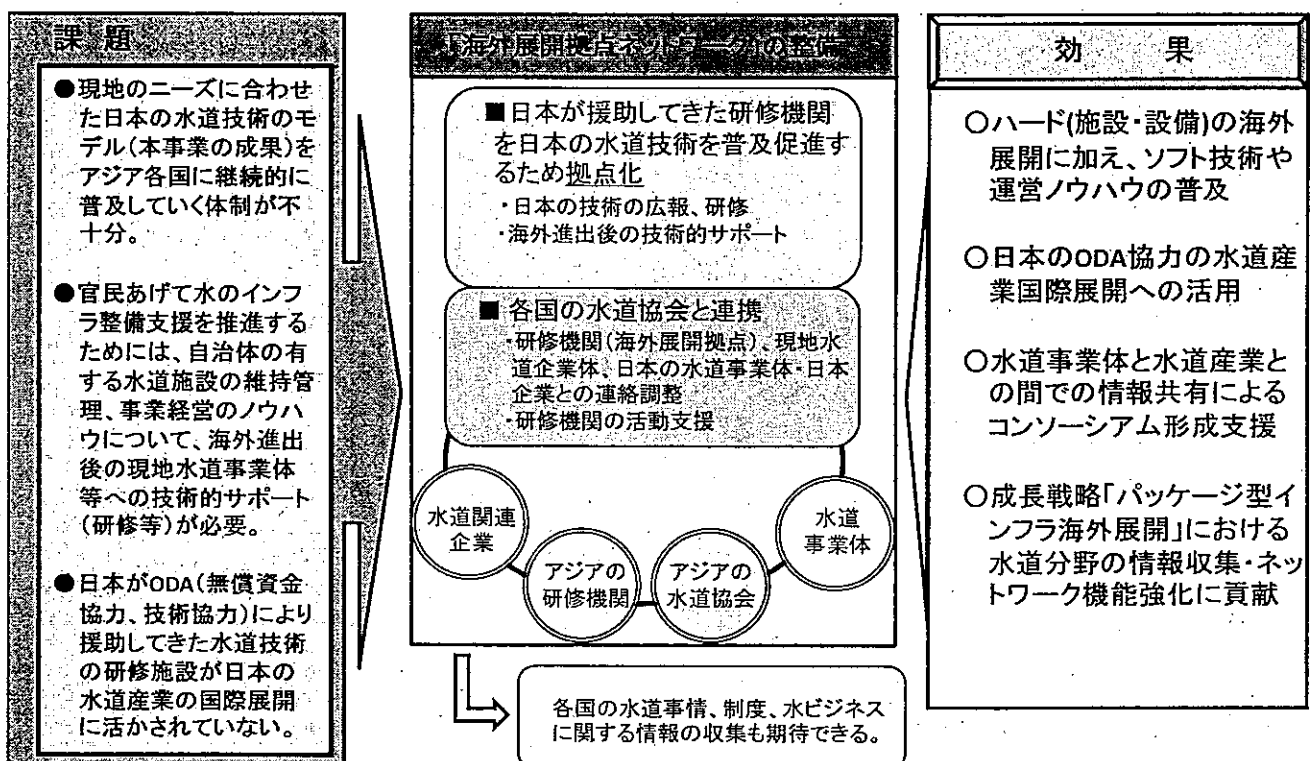
札幌市、埼玉県、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島県、北九州市の11事業体が参加

自治体や企業が自立的にビジネス展開するための枠組みづくりを進める(23年度の取組)



水道産業国際展開推進事業費(非公共)

日本の水道技術の普及促進のためのネットワーク作り



水道技術の国際標準化に向けた取組み～水道産業国際展開推進事業費(非公共)

「知的財産推進計画2010」及び「成長戦略実行計画(工程表)」の具体的施策として、日本が優位性を有している水道技術の国際標準獲得を進めることにより、海外市場における国際競争力を強化する。

【現状】

■2007年12月、ISO24500s(上下水道サービス)が発効。現在、ISOでは、WG(規格の実施状況の把握、アセットマネジメント、危機管理)を設置し、改訂に向け作業中。

■これに対して、日本水道協会が中心となって国内水道事業者が自主的に参加する国内対策委員会を設置し、国内基準との整合性の観点から対応。

【課題】

■水道産業の国際展開という観点から、官民で国際標準化に取り組むことが必要。

■ISO活動は、欧米諸国が主導し、アジア諸国で積極関与しているのは日本のみ。

【取組内容】

■実施体制の構築

国のイニシアチブのもと、国際展開に取り組む水道事業者、民間企業、関係団体等で構成

■国際標準化方策の検討

・日本に優位性があり、国際標準化によって競争力の向上が期待できる水道技術の検討

(例:漏水防止、送配水管理、耐震技術、浄水の膜処理技術 等)

・国際標準への反映方法の検討

(例:性能や機能の評価方法を国際標準化 等)

■アジア諸国との協調

2013年までに

ISO規格への提案を目指す

水道産業国際展開推進事業費(非公共)

海外水ビジネス創造のための官民連携(PPP)型案件発掘・形成事業

- ・世界の水ビジネス市場は2025年には2007年度比2.4倍の86兆円に達するとの試算(経産省)
- ・海外の水道事業に関する入札では、事業運営の実績を求めることが多い
- ・我が国では、水道事業は基本的に地方自治体が行ってきたことから、民間企業は事業運営のノウハウに乏しい

民間企業
マスタープラン策定
施設の設計・建設
高度な水処理技術



地方自治体
水道事業運営の
ノウハウ

- 東南アジア地域を中心とした海外における具体的水ビジネス案件形成のための現地調査(フィージビリティスタディ)

- 海外で水道事業を行うための案件発掘・形成

国内検討委員会

・水道セミナーや
ニーズ調査で得ら
れた情報の提供

・具体案件発掘・形
成を通じて得られ
た情報の共有

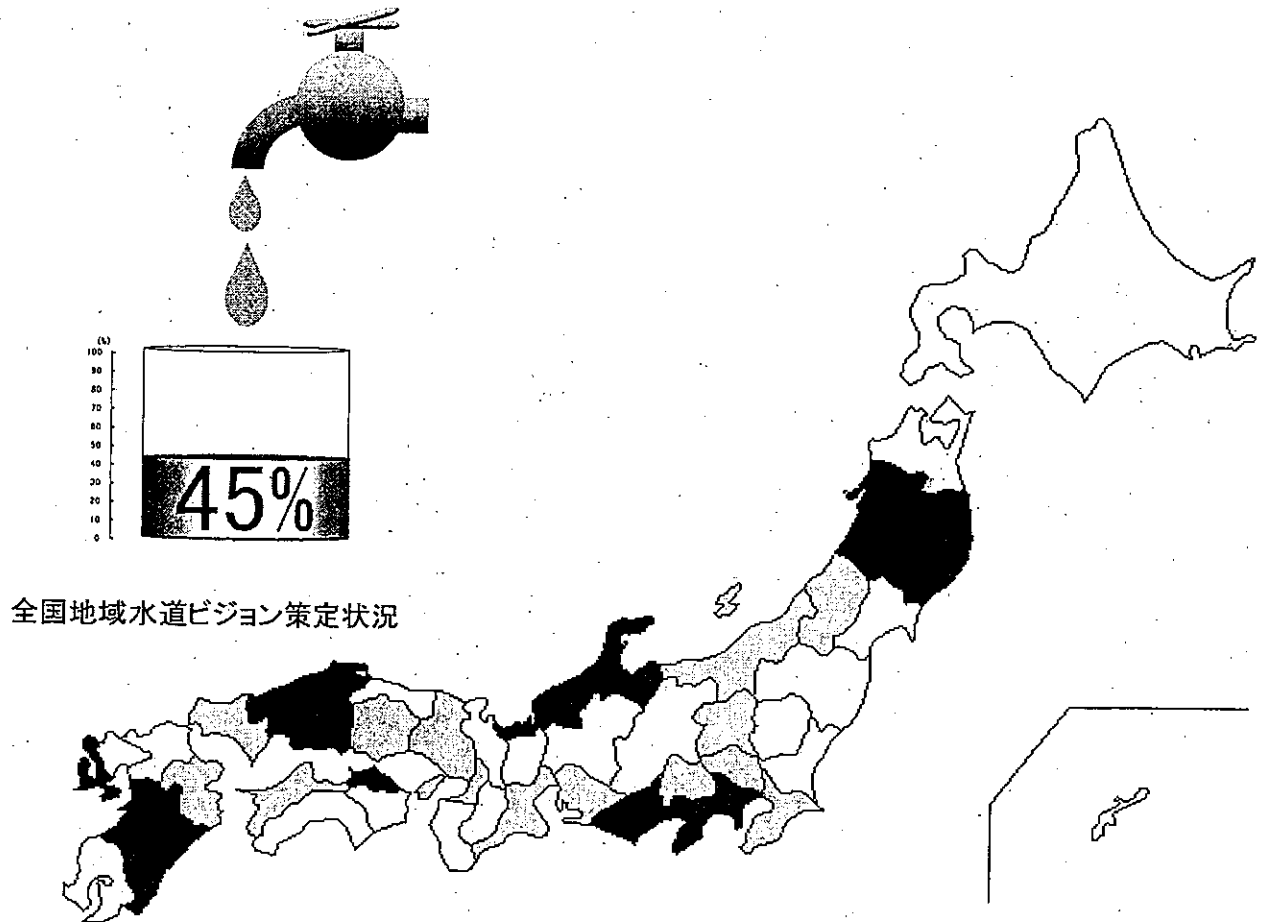
・相手国政府との
交流(政府間交渉
等)

- ・民間企業・地方自治体双方に、水道に関する技術力、事業運営に関するノウハウの蓄積
- ・水道産業の国際展開の推進

【2-1】

平成22年12月28日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(上水道事業) 《事業数割合》



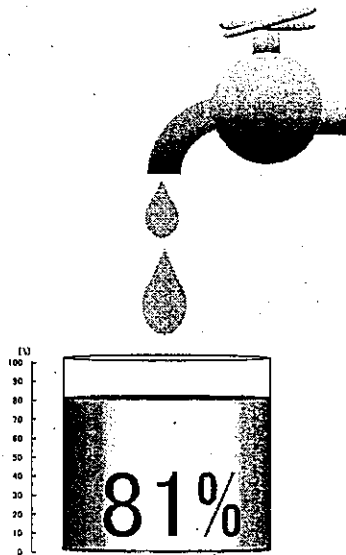
割合＝ $\frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{上水道事業数}}$

凡 例

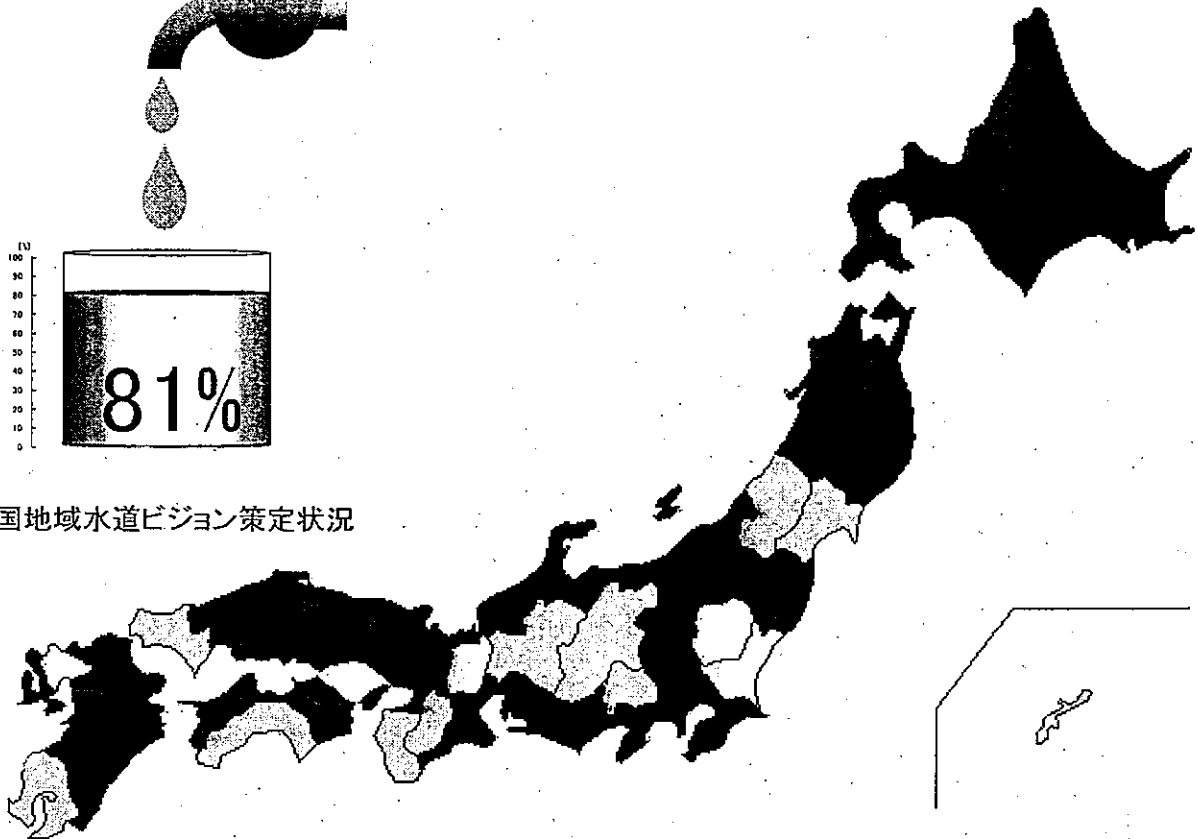
	80%以上		40%未満 20%以
	80%未満 60%以上		20%未満
	60%未満 40%以上		

平成22年12月28日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(上水道事業) 《給水人口割合》



全国地域水道ビジョン策定状況



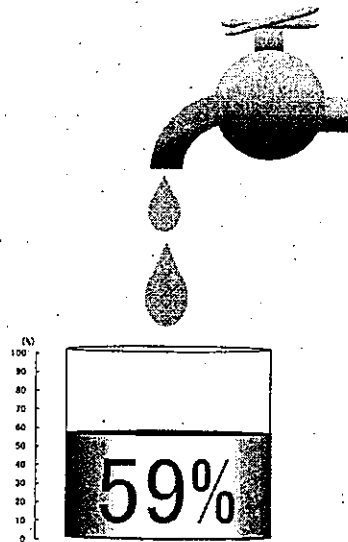
$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定給水人口(人)}}{\text{給水人口(人)}}$$

凡 例

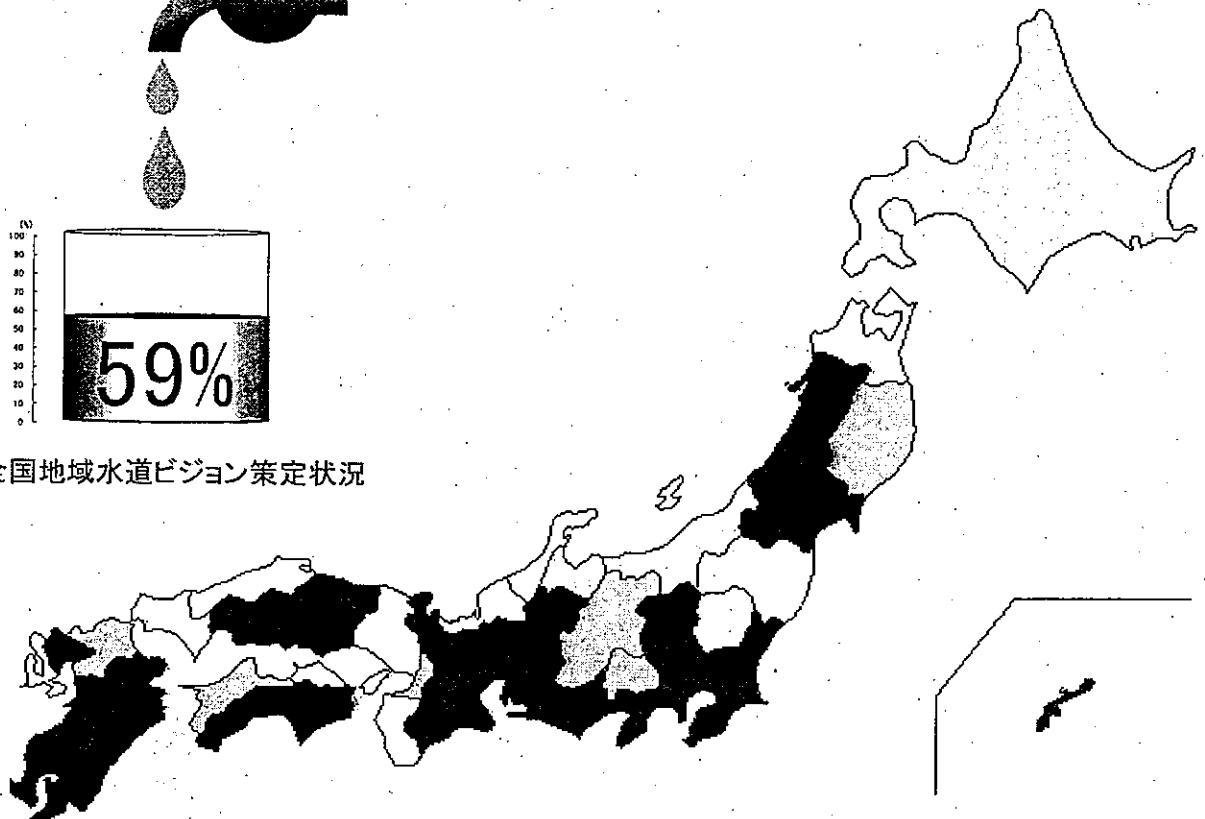
	80%以上		60%未満 50%以
	80%未満 70%以上		50%未満
	70%未満 60%以上		

平成22年12月28日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(用水供給事業) 《事業数割合》



全国地域水道ビジョン策定状況



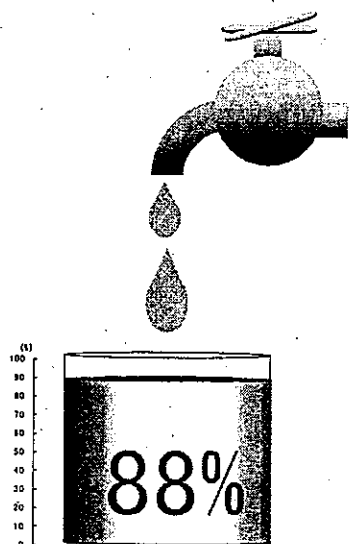
凡 例

- | | |
|--|--|
|  75%以上 |  50%未満、25%以 |
|  75%未満、50%以 |  25%未満 |
|  水道用水供給事業なし | |

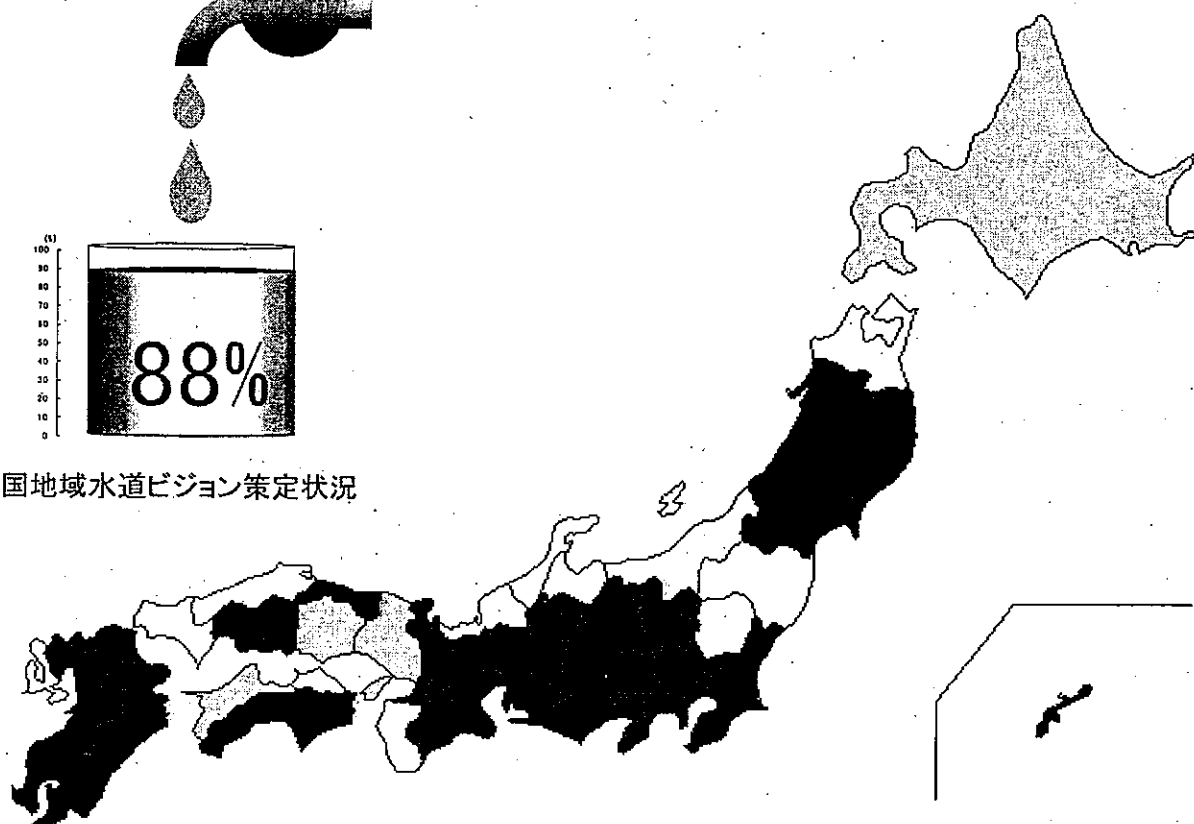
$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{水道用水供給事業数}}$$

平成22年12月28日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(用水供給事業) 《1日最大給水量割合》



全国地域水道ビジョン策定状況



凡 例

割合＝ $\frac{\text{地域水道ビジョン策定給水量}}{\text{水道用水供給事業給水量}}$

	75%以上		50%未満 25%以
	75%未満 50%以上		25%未満
	水道用水供給事業なし		

【2-2】都道府県別地域水道ビジョン策定状況資料(大臣認可事業)

平成22年12月28日現在

都道府県			上水道事業			用水供給事業		
			大臣認可事業数	地域ビジョン策定済事業数	割合(%)	大臣認可事業数	地域ビジョン策定済事業数	割合(%)
01	北海道		19	12	63	4	2	50
02	北海道		4	3	75	2	0	0
03	青森県		5	5	100	2	1	50
04	岩手県		10	4	40	2	2	100
05	宮城県		4	4	100	0	0	-
06	山形県		5	6	120	3	3	100
07	福島県		9	8	89	2	0	0
08	茨城県		14	9	64	4	4	100
09	栃木県		10	5	50	2	0	0
10	群馬県		9	9	100	4	4	100
11	埼玉県		38	31	82	1	1	100
12	千葉県		22	12	55	6	5	83
13	東京都		1	1	100	0	0	-
14	神奈川県		8	7	88	1	1	100
15	新潟県		10	8	80	3	1	33
16	富山県		4	4	100	4	1	25
17	石川県		5	5	100	1	0	0
18	福井県		4	4	100	2	0	0
19	山梨県		3	3	100	1	1	100
20	長野県		9	8	89	2	2	100
21	岐阜県		7	5	71	1	1	100
22	静岡県		12	11	92	4	4	100
23	愛知県		32	23	72	1	1	100
24	三重県		9	9	100	3	3	100
25	滋賀県		11	6	55	2	2	100
26	京都府		10	8	80	1	1	100
27	大阪府		34	21	62	1	1	100
28	兵庫県		20	12	60	3	1	33
29	奈良県		8	6	75	1	1	100
30	和歌山県		3	3	100	0	0	-
31	鳥取県		2	2	100	0	0	-
32	島根県		2	2	100	2	0	0
33	岡山県		6	6	100	4	3	75
34	広島県		7	7	100	3	3	100
35	山口県		9	6	67	1	0	0
36	徳島県		2	2	100	0	0	-
37	香川県		5	5	100	1	0	0
38	愛媛県		4	3	75	1	1	100
39	高知県		1	1	100	0	0	-
40	福岡県		19	11	58	4	2	50
41	佐賀県		5	2	40	2	2	100
42	長崎県		4	2	50	1	0	0
43	熊本県		2	1	50	0	0	-
44	大分県		3	3	100	0	0	-
45	宮崎県		3	3	100	0	0	-
46	鹿児島県		4	4	100	0	0	-
47	沖縄県		9	5	56	1	1	100
合計			426	317	74	83	55	66

※事業数は、平成20年度水道統計データによる。

※策定済事業数は、厚生労働省で内容を確認できたものを計上。

都道府県別地域水道ビジョン策定状況資料(都道府県知事認可事業)

平成22年12月28日現在

都道府県				上水道事業			用水供給事業		
				知事認可 事業数	地域ビジョン 策定済事業数	割合(%)	知事認可 事業数	地域ビジョン 策定済事業数	割合(%)
01	北海道	北海	道	82	4	5	1	0	0
02	青森県	青森	県	26	7	27	0	0	-
03	岩手県	岩手	県	27	17	63	0	0	-
04	宮城県	宮城	県	24	1	4	0	0	-
05	秋田県	秋田	県	20	18	90	0	0	-
06	山形県	山形	県	31	13	42	1	1	100
07	福島県	福島	県	30	5	17	1	0	0
08	茨城県	茨城	県	42	5	12	0	0	-
09	栃木県	栃木	県	28	3	11	0	0	-
10	群馬県	群馬	県	24	5	21	0	0	-
11	埼玉県	埼玉	県	31	8	26	0	0	-
12	千葉県	千葉	県	22	10	45	0	0	-
13	東京都	東京	都	6	4	67	0	0	-
14	神奈川県	神奈	県	12	6	50	0	0	-
15	新潟県	新潟	県	27	13	48	0	0	-
16	富山県	富山	県	8	4	50	0	0	-
17	石川県	石川	県	16	9	56	0	0	-
18	福井県	福井	県	12	6	50	0	0	-
19	山梨県	山梨	県	15	6	40	1	0	0
20	長野県	長野	県	57	12	21	3	1	33
21	岐阜県	岐阜	県	37	12	32	0	0	-
22	静岡県	静岡	県	34	19	56	0	0	-
23	愛知県	愛知	県	13	3	23	0	0	-
24	三重県	三重	県	24	10	42	0	0	-
25	滋賀県	滋賀	県	13	1	8	0	0	-
26	京都府	京都	府	16	1	6	0	0	-
27	大阪府	大阪	府	9	0	0	1	0	0
28	兵庫県	兵庫	県	26	11	42	2	0	0
29	奈良県	奈良	県	20	1	5	0	0	-
30	和歌山県	和歌	山	23	5	22	1	0	0
31	鳥取県	鳥取	県	12	0	0	0	0	-
32	島根県	島根	県	12	7	58	0	0	-
33	岡山県	岡山	県	18	5	28	0	0	-
34	広島県	広島	県	10	4	40	0	0	-
35	山口県	山口	県	6	2	33	1	0	0
36	徳島県	徳島	県	17	4	24	0	0	-
37	香川県	香川	県	13	13	100	1	0	0
38	愛媛県	愛媛	県	31	17	55	1	0	0
39	高知県	高知	県	19	2	11	0	0	-
40	福岡県	福岡	県	39	7	18	3	2	67
41	佐賀県	佐賀	県	17	6	35	0	0	-
42	長崎県	長崎	県	29	24	83	0	0	-
43	熊本県	熊本	県	27	20	74	1	1	100
44	大分県	大分	県	13	4	31	0	0	-
45	宮崎県	宮崎	県	22	16	73	0	0	-
46	鹿児島県	鹿児島	県	37	10	27	0	0	-
47	沖縄県	沖縄	県	16	3	19	0	0	-
合計				1093	363	33	18	5	28

※事業数は、平成20年度水道統計データによる。

※策定済事業数は、厚生労働省で内容を確認できたものを計上。

【2-3】広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

H22年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H16	H42	H6→H16
	石狩西部地域	H13	H47	H3→H13
	空知北部地域	H17	H42	S53→S58→H7→H17
	十勝地域	S56	H12	
青 森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H20	H35	S54→H5→H20
	八戸圏域	S60	H17	
岩 手	中部圏域広域的水道整備計画	S58	H12	
	胆江圏域	H1	H22	
宮 城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S51	H7	
	石巻地方	S54	H12	
山 形	置賜地域広域的水道整備計画	S62	H17	S53→S62
	村 山	S51	H7	
	最上地域	S55	H17	
	庄内地域	S60	H17	S55→S60
福 島	会津地域広域的水道整備計画	S56	H12	
	県北ブロック	S60	H12	
	県南ブロック	H8	H33	S62→H8
	浜通り地域	H4	H17	
茨 城	県中央地域広域的水道整備計画	S59	H12	
	鹿行地域	H3	H22	
	県南地域	S53	H12	
	県西地域	S54	H12	
栃 木	県央地域広域的水道整備計画	S58	H12	
群 馬	県央地域広域的水道整備計画	S52	H7	
	東部地域	S60	H12	
埼 玉	埼玉広域水道圏広域的水道整備計画	H15	H27	H2→H15
千 葉	西部圏域広域的水道整備計画	S55	H7	
	東部圏域	S58	H12	
	南部圏域	H2	H22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→H12
新 潟	新潟地域広域的水道整備計画	S53	H17	
	魚沼地域	S54	H17	
	上越地域	S53	H17	
石 川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→S62→H12
福 井	南越地域広域的水道整備計画	S57	H17	
山 梨	中央地域広域的水道整備計画	H4	H17	
	狭北地域	S55	H12	
	東部地域	H6	H18	H5→H6
長 野	上伊那圏域広域的水道整備計画	S55	H12	

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
福岡	福岡県水道整備基本構想	H2	H20	S53→H2
佐賀	広域的水道整備計画（佐賀東部水道広域圏）	S51	H7	
長崎	長崎県水道整備基本構想	H7	H27	S59→H7
熊本	熊本県水道整備基本構想	H9	H25	S56→H9
宮崎	宮崎県水道整備基本構想	S56	H12	
沖縄	沖縄県水道整備基本構想	H3	H22	S59→H3

(44 道府県 48 構想)

：目標年度に到達又は超過した構想（24 道府県 27 構想）

☆：都道府県版地域水道ビジョンとして位置づけられているもの（3 構想）

都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すことが望ましいとされています。（平成 20 年 7 月の水道課長通知）

【2-5】水道事業者等に対する指導状況

平成22年度 厚生労働大臣認可水道事業等立入検査実施状況

都道府県			指導対象事業数			立入検査事業数		
			上水道	用水供給	計	上水道	用水供給	計
01	北海道		0	0	0	0	0	0
02	青森県		4	1	5	0	0	0
03	岩手県		5	2	7	0	0	0
04	宮城県		10	2	12	2	0	2
05	秋田県		4	0	4	0	0	0
06	山形県		5	3	8	0	0	0
07	福島県		9	2	11	0	0	0
08	茨城県		15	4	19	0	0	0
09	栃木県		10	2	12	1	0	1
10	群馬県		9	4	13	0	0	0
11	埼玉県		38	1	39	6	0	6
12	千葉県		22	6	28	1	0	1
13	東京都		1	0	1	0	0	0
14	神奈川県		8	1	9	0	0	0
15	新潟県		10	3	13	1	0	1
16	富山県		4	4	8	0	0	0
17	石川県		6	1	7	0	0	0
18	福井県		4	2	6	0	0	0
19	山梨県		3	1	4	0	0	0
20	長野県		9	2	11	1	0	1
21	岐阜県		7	1	8	2	0	2
22	静岡県		12	4	16	3	0	3
23	愛知県		32	1	33	3	0	3
24	三重県		9	2	11	3	0	3
25	滋賀県		11	2	13	2	0	2
26	京都府		10	1	11	4	0	4
27	大阪府		34	1	35	3	0	3
28	兵庫県		19	2	21	4	0	4
29	奈良県		8	1	9	1	0	1
30	和歌山県		3	0	3	1	0	1
31	鳥取県		2	0	2	0	0	0
32	島根県		2	2	4	0	0	0
33	岡山県		6	4	10	1	0	1
34	広島県		7	3	10	0	0	0
35	山口県		9	1	10	2	0	2
36	徳島県		2	0	2	0	0	0
37	香川県		6	1	7	0	0	0
38	愛媛県		4	1	5	2	0	2
39	高知県		1	0	1	1	0	1
40	福岡県		19	3	22	4	0	4
41	佐賀県		5	2	7	0	0	0
42	長崎県		4	1	5	0	0	0
43	熊本県		2	0	2	0	0	0
44	大分県		3	0	3	0	0	0
45	宮崎県		3	0	3	0	0	0
46	鹿児島県		4	0	4	0	0	0
47	沖縄県		9	1	10	1	0	1
合計			409	75	484	49	0	49

上水道:上水道事業 用水供給:水道用水供給事業
 用水供給:水道用水供給事業

3-1. 飲料水に関する健康危機管理・水質事故

1. 飲料水健康危機管理実施要領の概要

(1) 趣旨及び目的

「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定、平成14年5月最終改正）に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図るため、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めた。

(2) 対象となる飲料水

水道事業者（市町村）が供給する水道水、水道法の規制が適用されない小規模水道水の水、井戸水 等

(3) 情報の収集

飲料水に係る健康危機情報を入手したときに、厚生労働省及び都道府県の所管に応じ情報収集を行い、さらに詳細な情報の収集を行う手順や継続的なフォローアップを実施することなどを定めた。

（情報の例）水道原水に係る水質の異常、水道水を原因とする食中毒等の発生 等

(4) 情報の伝達

厚生労働大臣、内閣総理大臣までの情報伝達及び厚生労働省内部や関係省庁との管の情報伝達のルールなどを定めた。

(5) 対策の決定

飲料水を原因とする健康危機に関する情報を入手した場合に、水道法に基づく権限の発動要件と手順、継続して情報収集して対策内容に反映させることや、対策の情報を公開することなどを定めた。

（権限の例）立入検査の実施、水道用水の緊急応援の実施 等

(6) 健康危機情報の提供

情報提供の窓口を水道課水道水質管理官とし、厚生労働省ホームページの「緊急情報配信サービス」の活用等により、迅速に情報提供することなどを定めた。

(7) その他

健康局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。

2. 最近の水質事故事例と未然防止策

①衛生上必要な措置の実施について

（例）浄水場沈砂池内に油の入ったビニール袋が投入される事件が発生し、取水を停止。

- ・ 水道施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止する措置を徹底。
- ・ 水道水源の監視、水道施設の警備等の取組を徹底。

②残留塩素濃度の確保について

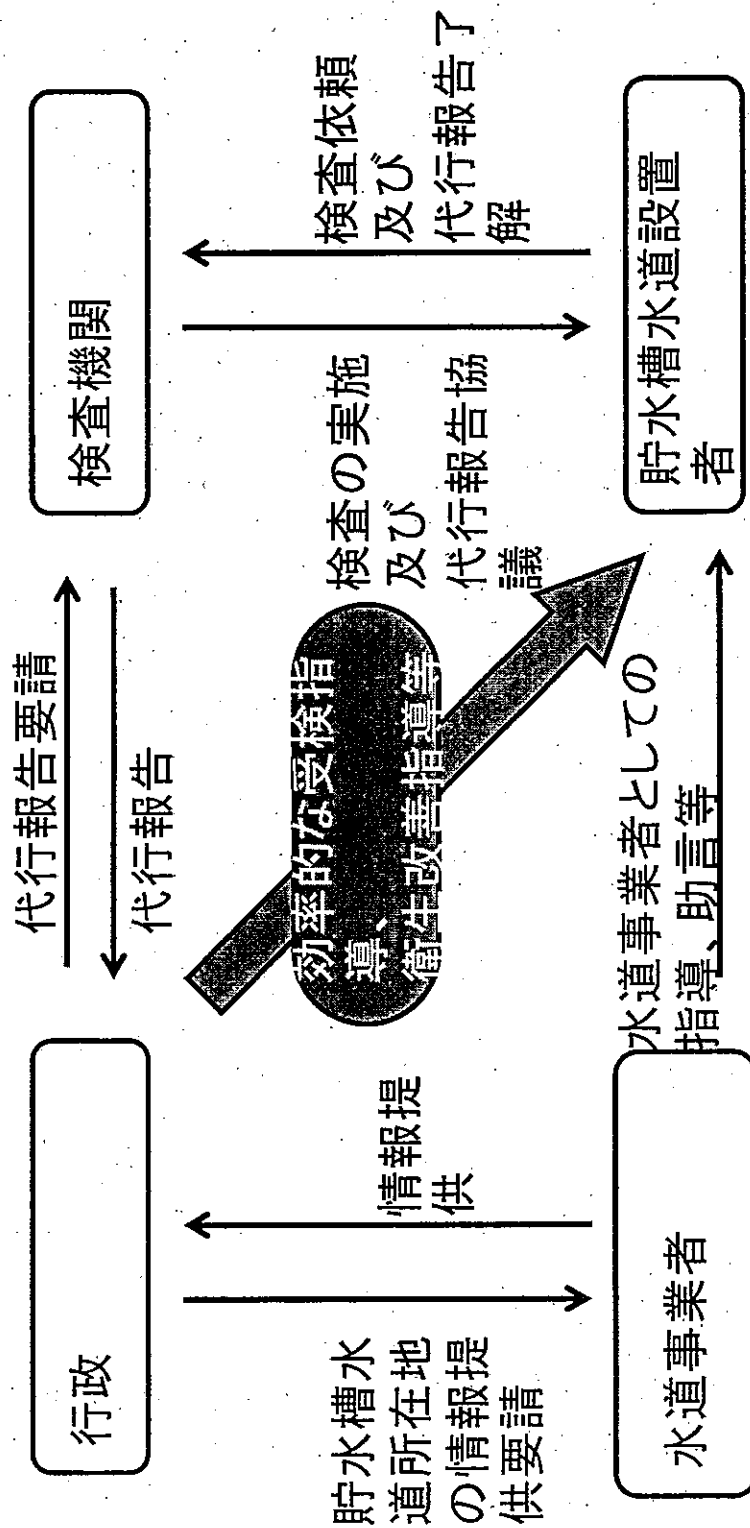
（例1）次亜塩素酸ナトリウム注入配管内に発生したスケールにより、注入配管が破損。警報も作動しなかったため数時間、残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満となった。

（例2）毎日検査において残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満となっていたにもかかわらず、未対応。1ヶ月以上の間、残留塩素濃度不足で給水していた。

- ・ 塩素注入設備等の適切な点検を実施。
- ・ 毎日検査の確実な実施と適切なチェック。
- ・ 異常値が出た場合の連絡体制を確保。

3-2. 貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進

- ◆ アンケート調査結果等を踏まえ、効率的な受検指導、衛生改善指導により、貯水槽水道の管理水準の向上を図るべく、平成22年3月25日付けで行政、水道事業者、検査機関3者に通知
 - ・ 都道府県等衛生担当部局と水道事業者における貯水槽水道の所在地情報の共有を促進
 - ・ 登録検査機関の協力による検査結果の代行報告を積極的に活用



3-3. 鉛製給水管の適切な対策について

水道事業者に対し、「鉛製給水管の適切な対策について」とする通知を平成19年12月に発出し、下記の取り組みを求めている。

○鉛製給水管を使用している水道利用者への広報

- ・ 使用している住宅を特定できている水道事業者においては、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（朝の開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を各戸に周知する。
- ・ 使用住宅を特定できていない水道事業者においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより可能な限り特定に努める。

○鉛製給水管の布設替え促進のための支援

- ・ 配水管（水道施設）との分岐部から水道メータまでの布設替え：
 - 水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水の解消を期待できることから、水道事業者自らが更新計画を策定し、積極的に布設替えに取り組む。
- ・ 水道メータから給水栓までの布設替え：
 - 早期に布設替えするよう水道利用者の意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度等の支援策を講ずる。

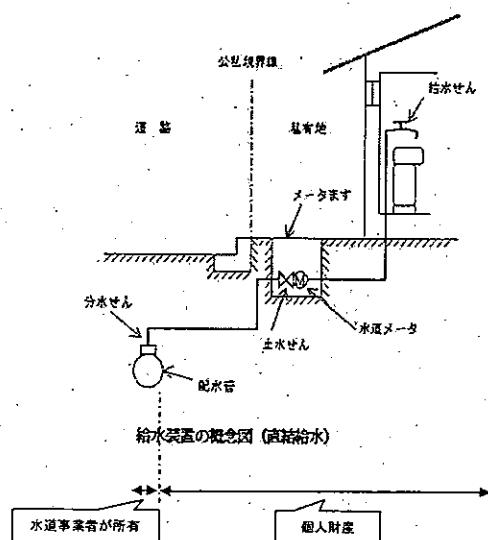


図1 給水装置及び所有区分

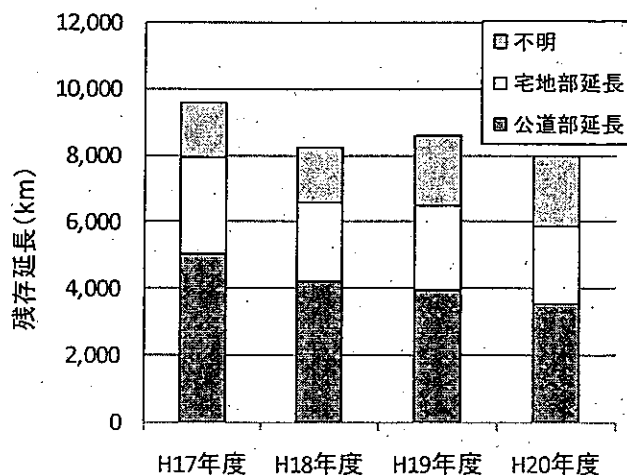


図2 鉛製給水管の残存状況
（日本水道協会・水道統計より）

3-4. 水安全計画の概要

安全な飲料水を供給するためには、水源～給水栓における全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが有効であり、2004年のWHO飲料水水質ガイドライン第3版でHACCP手法の水道への導入が提唱された。このような水道システム管理は、科学的知見に基づくリスク管理の適用を行うものであり、水安全計画(Water safety plans; WSP)と呼ばれている。

表 水安全計画の主要な要素

要素	内容
(1)水道(水供給)システムの評価	水源から給水栓にいたる一連の水供給システムが全体として健康目標を満たす水を供給できているかについて、危害抽出及び危害分析を行う。
(2)運転監視	危害を総合的に管理し、確実に健康目標を満たす飲料水供給システムを見極めて、その監視方法を決定し、逸脱した場合に発見できるようにする。
(3)水安全計画に関する情報管理と伝達	通常時、事故時の対応について記述し、システムの評価・監視・伝達計画・補助的プログラムが添付されている管理計画。

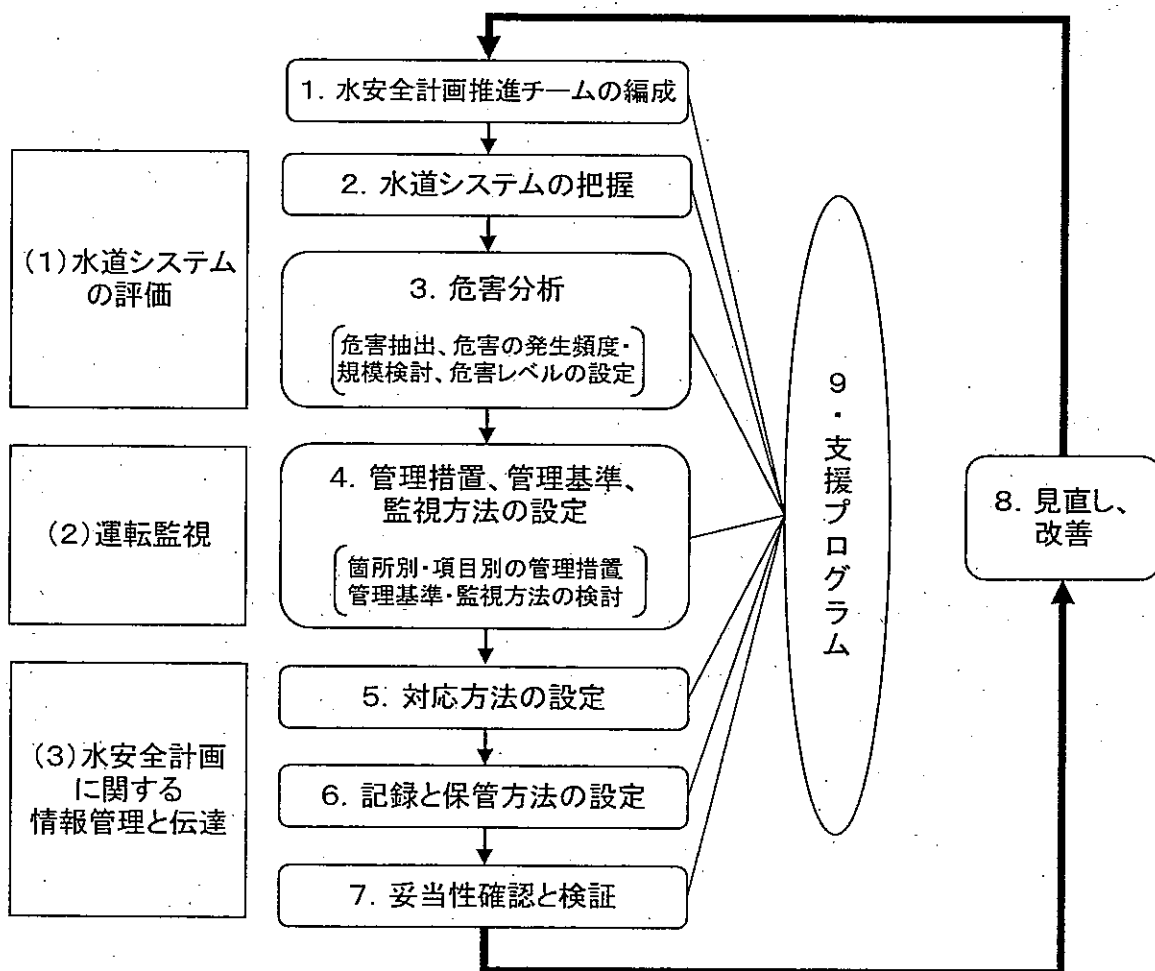


図 水安全計画策定の主要な手順